

第387回南国市議会定例会会議録

第4日 平成27年12月14日 月曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 藤村明男君
副市長 平山耕三君	参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 田渕博之君
財政課長 渡部靖君	参事兼企画課長 西山明彦君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 川村英嗣君	市民課長 島本佳枝君
長寿支援課長 原康司君	保健福祉センター長 岩原富美君
環境課長 島崎哲君	農林水産課長 村田功君
商工観光課長 今久保康夫君	建設課長 松下和仁君
地籍調査課長 古田修章君	都市整備課長 若枝実君
上下水道局長 西川博由君	会計管理者兼参事兼会計課長 橋田裕子君

福祉事務所長	中村俊一君	教育長	大野吉彦君
教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君	生涯学習課長	谷合成章君
幼保支援課長	田内理香君	監査委員 長	細川千秋君
農業委員会 事務局長	土橋愛君	消防長	小松和英君

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫君	次長	公文知子君
書記	岡崎辰彦君		

＊

議事日程

平成27年12月14日 月曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（西岡照夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。16番浜田和子さん。

〔16番 浜田和子君登壇〕

○16番（浜田和子君） おはようございます。公明党の浜田でございます。多くの皆様の御支援をいただきまして、私もこの議場に戻ることができました。負託をいただきましたこの4年間、懸命に市民の皆様のお声を市政に届けるべく頑張っておりまして、同僚議員の皆様また執行部の皆様、御指導、御鞭撻のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、申しおくれましたが、橋詰市長におかれましては3期目の御当選まことにおめでとうございます。ますますの御活躍を心から御祈念申し上げます。今後とも何とぞよろしくお願い

申し上げます。

それでは、いつもどおりの生活者の目線に立ちまして、通告しております事柄を質問させていただきます。

初めに、市長の政治姿勢について2点お伺いいたします。

市長のこれまでの実績や今後の課題や展望などは前回の議会質問の中でもお伺いいたしましたし、高知新聞の12月1日の記事にもお答えがございましたので、それらについてはあらかじめ理解できております。

そこで、今回お伺いしたいのは、さまざまな政策を実現していこうとする市長の心の思いをお聞かせいただければと考えます。市長としてこれまでの経験、決断力、統率力などを持っているわけですが、これらをフルに生かして御自身がどういう心で事に当たっていきたいのか、そのことをお聞かせ願いたいと思います。南国市民の皆様にご語りかけるようにお聞かせいただければと思います。

2点目は、さきにもだんだんの御質問がございましたので重複いたしますが、街路事業につきましてお伺いいたします。

南国市が再開発ビルの事業を断念したこともあり、香南市と比べていま一つ活力のあるまちづくりがおこなわれている感がございます。懸命に取り組んでこられたやさきに、ここへ来て街路事業に対する国の交付決定が余りにも削減されたものとなりました。国が削減をしてきた理由はどのようなものなのか、わかっていればお聞かせください。

そして、南国市は今後どのように対処することになるのかをできるだけ詳しく御説明願えればと思います。先日市長からは、コンパクトシティー等の計画にかえて国の補助を受ける形にするようなお話もございましたし、まだこれからの検討かもしれませんが、現在の考え方についてお聞かせください。南国市の場合は、既にコンパクトになっていますので、これをさらに小さくするにはどうするのかという点におきまして心配もいたします。コンパクトシティーにしていくための条件につきまして御説明ください。

地方創生先行型交付金の上乗せ交付分におきましても、市長の言われるコンパクトシティー中心市街地活性化の包括的政策パッケージに関する事業などが事業分野にございますが、これにはC C R Cが含まれていなければならないのではないかと思います。先日来の一般質問に対する御答弁では、立地適正化計画を行うとのことでございましたが、そうするとコンパクトシティープラス地域交通の再編ということも考えなくてはならなくなり、その計画段階で相当の時間を要すのではないかとともに思います。

そもそもコンパクトシティーは、市街地の空洞化を防止することが一つの目的であると思われませんが、南国市の場合はむしろ周辺の過疎化を阻止しなければならない状況です。方向性として矛盾はないのでしょうか。

市政報告によれば、本年度の地方交付税も2.0%の減額だとのことでございます。地方創生に向かって、さまざまな取り組みがなされなければならないときであります。国の予算は地方創生に特化した予算配分に変えてくるということでしょう。これまで大変使い勝手がよかった22年に制定されました社会資本整備総合交付金は、27年4月9日に最終改正されました。これによりますと、交付対象事業の中に道路事業も盛り込まれていると思いますが、これの活用はもうできないのでしょうか。新たに創設されます新型交付金につきまして、地方配分の見通しはどのようになっているのかお尋ねいたします。

思い返してみますと、再開発ビルの断念から早くも15年がたちます。もし、あのまま再開発ビルができていましたら、お金のことは別といたしまして、あのビルには広々とした図書館もありました。小ホールのようなものもあり、文化活動もできたはずで、1階は商店街、人の集まるビルになっていたのではないかと思います。雰囲氣的にはちより街テラスのようなビルの中が町になっている都会的なおしゃれなビルとして若者も集まり、高齢者もレストランにやってくるような後免の町ができていたかもしれないと本当に残念に思います。

この15年間は寂しい後免の町がなかなか活性化しません。かわりに進めている道路事業は、頑張っているものの、今回のようなこととなり、もどかしさを感じます。市長のこれからの4年間のうちに、にぎわいのある南国市となるよう、ぜひ頑張ってくださいと思うものです。そしてまた、道ができましたら自然に町が活性化するといったものでもないと考えますが、街路事業に対しての市長の構想や思いをお聞かせください。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして幾つかのお尋ねをいたします。

まず、南国市行政計画審議会委員につきまして、これは委員さんからも御指摘がありました。審議会委員の女性の割合が非常に少ないということでございます。要職にある方々が男性ばかりということだろうとは思いますが、今このとき、これまでいつも指摘のあることであるにもかかわらず、女性が少ないです。工夫の仕方はなかったのでしょうか。介護や農業や保育、教育関係など現場の最前線で仕事をなさっておられる方々がおられると思います。条例で30人と枠を決めておることも検討しながら工夫が欲しかったと思いますが、課長の御所見をお伺いいたします。

さらに、パブリックコメントがゼロ回答ということも考えさせられます。後に6回答あった

ということですが、その意見は見えていません。女性が少ない審議会ですから、なおさら女性のコメントを求めなければならなかったのではとも思います。12月に入りまして総合計画におけるパブコメに入っているようですが、それにはゼロではないことを願います。総合戦略のゼロ回答を踏まえまして、総合計画においてのパブコメに何らかの工夫をされておられましたらお聞かせください。

この審議会の議事録に目を通しますと、委員の皆様は大変活発な御意見を出され、私どもが日ごろ思っていることも出尽くしたようですが、1つ気になる点がございましたのでお伺いいたします。委員さんからCCRCにつきまして御意見が出されましたら、事務局の方から、まだ市として十分検討ができていない、今後の総合戦略で検討する、とのこととございます。9月26日策定の総合戦略の中には、CCRCについての記載は一切ございません。これは総合計画の誤りでしたでしょうか、御回答ください。

そしてまた、総合計画のほうでCCRC、生涯活躍の町についての考え方や市としての取り組みなど、総合計画に盛り込めるよう考え始めておられるのであれば、御所見をお伺いいたします。

それでは、次に、基本目標と具体的な施策につきましてお伺いいたします。

4項目の基本目標が設定されました。そして、具体的な施策とKPIがそれぞれ記載されております。まず1つ目が、安定した雇用を創出するとなっていて、農業、工業、商業、観光、高齢者の雇用の促進ということでございます。農業に関するKPIは、そのとおりにやっていただければいいのですが、圃場整備の指標が700ヘクタールとなっていることが1つ気になりました。整備構想面積が1,083ヘクタールですから、7割もしくは6割強ということではなければ住民との話し合いの中ではできないことを予測しているということでしょうか。700ヘクタールの指標であれば、圃場整備の整備構想面積自体が矛盾することになりはしませんか。それとも毎年の総合戦略の見直しの中でKPIをふやしていくということでしょうか。KGIは記されていないでKPIが示されているわけですから、よくわからない指標にも思えます。御説明をいただきたいと思います。

それから、還元水活用による生産体制構築事業が具体的な事業として示されています。その前に、生産された野菜の成分分析を行い、その機能性の検証を行った上で還元野菜の生産体制の構築を図るとございます。これは検証データがあって進めていくべきだということになったから事業を行うことになったのではないのですか。そうではなくて、これから検証するというのであれば、検証データが思ったほどでなかった場合、どうするのでしょうか。付加価値を

つけるためには、それなりの経費も要るわけですし、しっかりした検証がされていけばこそ、ここに還元野菜プロジェクト事業があるのではないですか。検証結果があるのであれば、それがどのようなものなのかをお示し願いたいところです。データはあるのですか、お伺いいたします。

また、企業誘致による雇用の創出は、これまでには思ったようにはできていませんが、今後においては誘致した企業への雇用は見込める算段でしょうか。これも委員さんから出た御意見の中に、企業誘致の話だけではなく、既存の中小企業に対する支援も求められていたように思います。総合戦略では、このことにも触れられておりませんが、今後この点につきましてはどのような御所見をお持ちなのかお伺いいたします。

また、移住促進が始まったばかりでございますが、これも不思議なもので、時代の流れのようなことになり、今後今の見通しよりもふえてくるのではないかと思えてまいります。そういったときに、受け入れ先で仕事がなければ受け入れることができません。仕事場の確保につきましては、企業の皆様のお声をしっかり聞き取りながら確保しなければなりません。

高知県の給与水準にも大きな問題があります。安倍総理は、本年10月16日、官民対話の初会合を行いました。そこでは企業に対し設備、技術、人材に積極果敢に投資をしていくときだと述べています。企業側からそういった投資がなぜ進まないかの理由が述べられ、政府に対する要望が出されております。

また、11月24日には、経済財政諮問会議で経済成長のための緊急対策がまとめられ、この中で首相は、最低賃金を将来2020年代半ばをめどに1,000円に引き上げる目標を打ち出しました。中小企業も生産性の向上など賃上げができる状況になるよう対策を図る方針だとのこと。こういったことを耳にいたしましても、我々高知県にはぴんとこない、よそごとのように感じます。このことが身近に感じられるようにならなければ若い方々の定住は望めません。そういった面で南国市長も南国市の企業団の皆さんとこういったことを話題にもして、官民対応をしていくことを提言しておきたいところですが、御所見をお伺いいたします。

さて、市長は12月1日付の高新では、保育料の負担軽減でもう一歩何か思い切った施策ができないかと考えていると述べられております。南国市は医療費の無料化を中学3年生まで行っていますが、高知市はまだです。先ごろの選挙公約として、高知市長は小学校6年生まで、中学校3年生までと行いたいように述べておられます。その高知市は保育料におきましては、2人目の無料化ができております。南国市はまだです。

3月議会で私のほうから、2人目というより1人目の保育料を4分の1軽減の提案をさせて

いただきました。市長の御答弁では、国からのペナルティーなどを理由に退けられました。この際、2人目の無料化でも構いませんが、私はその予算分で1人目の保育料をできるだけ軽くしていただきたいと思っております。そのわけは、利用者の全部の家庭にその恩恵が行くということです。全てのお母さんが保育料の軽減を実感していただけるのです。私のこの意見も御高察いただきまして次の総合戦略の中に盛り込んでいただければと思います。御所見をお伺いいたします。

最後に、デマンドタクシーにつきましてお伺いいたします。

総合戦略におきましては、平成26年度の利用者が253人、27年度は300人とし、平成31年度までに400人の利用者数とすることが記載されております。これは単に26年度、27年度の実績に基づく数字のみで判断された31年度の目標ではないかと感じました。実際利用地域の人口の変動などを考慮した上での目標となっているのかをお聞きいたします。

以上で1問を終わります。御答弁よろしく願いをいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 浜田和子議員さんの質問、大きく2つありましたが、どういう心で臨んでいくかと、こういう御質問であったかと思っております。私はこれ職員の前でもよく言っております言葉、和顔愛語という言葉がありますが、これは実は私が毎年比叡山延暦寺、天台宗の総本山であるわけでございますが、こちらに何度か足を運んで、紀貫之の墓所がもたて山にあるというようなこともありまして、延暦寺には何回か足を運んだわけでございますが。ちょうど大津市の議長さんのお世話によりまして、この天台宗総本山比叡山延暦寺の天台座主とおっしゃるわけでございますけれども、現在の座主が孝淳大僧正ということで、天台宗で最も地位の高い方でございますが、大津市の当時の議長さんの仲立ちでこの方が書にいただきました言葉が和顔愛語という言葉でございます。たった4文字の言葉でございますけれども、私がこれは公務員の日常心がける言葉としては非常に何と申しますか、よくあらわされておる言葉であると、このように思って南国市の職員の方にも和顔愛語で市民に接してほしい、このことを何度かいろんな席でお話を申し上げました。いわば、いろんな取り方はあろうかと思いますが、普通に訳せば、穏やかな笑顔と思いやりのある優しい言葉で接する、こういうことだと思います。こういうことでやっぱり市民の方々に接していくことが、職員としては非常に専門的な言葉を出して説明をするなどということをしなくても、市民が安心するというものではなからうかと、そのように思っております。

したがいまして、私はこの和顔愛語の気持ちで市民に接してこれからもいきたい、そのように思っておりますし、この限られた時間に市長としてやりたいことが余りにも多過ぎるわけですが。私はそのようなときに、自分が若いときに財政担当職員として補正予算なんか、当初予算はもちろんのことなんです、補正予算をするたびに、当時の地方課、今の市町村振興課に合議に行かなければならない財政状況でありまして、自主再建団体と、こう呼んでおられたわけですが、全部協議をしないといけないということで、当時の財政課長さんと一緒に地方課、班長から始まりまして最後は地方課長まで合議に行ったことがあります。そのことをいつも心に刻みまして、やっぱり健全財政の重要さ、大切さということを心に刻んでおるわけですが。放漫財政といいますか、無理を財政運営ですることは決していけない、そのように肝に銘じております。幾らやりたいことがたくさんあっても、南国市の財政力に合った財政運営をしていく、こういうことが大事ではなかろうかと思っております。

それと、やはり役所はスピード感を持ってやらないといけない。余りに慎重になるがゆえに市民から見た場合に非常に時間がかかる、こういうことではいけない、そのように思っております。今後ともそういう基本姿勢で市政運営に臨んでいきたい、そのように思っておりますので、どうかひとつ御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

現在進めております都市計画道路の整備につきまして、本市街地の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する都市交通におけます最も基幹的な都市施設の整備でありまして、本市の喫緊の課題でございます。できるだけ早期に整備完了できますよう取り組んでいかなければならない、このように考えております。

特に南国駅前線の整備は、JR後免駅前の業務施設あるいは商業施設の集積を促進するものである。そして、南国市の顔であります駅前と整合性を図った魅力ある景観形成が望まれる道路としても期待されております。中心市街地への人の誘導も期待されますので、早期の完成を図ってまいりたい、このように考えております。

しかしながら、ここ数年の社会資本整備総合交付金の街路事業への予算配分の減少によりまして、街路事業高知南国線、南国駅前線の整備が非常にこのテンポが落ちてまいっております。このことにつきましては大変憂慮しております。今後は街路事業への予算配分の増額を国に当然のこととして強く要望していくとともに、コンパクトシティーの形成を推進するための計画でございます立地適正化計画におけますメニューの活用を検討しつつ、効果的、効率的な整備を進め、早期完成に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

ここで大変私悩ましい問題は、浜田和子さん御指摘の南国市は既にコンパクトシティーとな

っておるのではないかと、こういう実は私もそういう考え方を持っております。非常にこれを計画として見直しをして、立地適正化計画なるものを実行していくというのは非常に私自身難しいように思いますけれども、やはり平成28年度はこれにチャレンジして、国へも協議を申し上げて早期にこの立地適正化計画なるものを見直しといたしますか、計画を立案していきたい、そのように思っております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 浜田和子議員さんからの街路事業についての御質問にお答えいたします。

まず、街路事業に対する国の交付金が削減された理由についてでございますが、東日本大震災以降、全国的に集中豪雨等の災害が多発し、広島県豪雨災害に見られるような大規模化、激甚化する水害、土砂災害や大規模地震等に備えるため、国の予算が防災・安全交付金の事業に重点が置かれるようになったため、街路事業への社会資本整備総合交付金の予算配分が削減となっております。

次に、南国市は今後どのように対処していくかということについてでございますけれども、国は立地適正化計画を作成し、都市機能の立地誘導、公共交通の充実、景観形成、緑化推進の取り組み等について重点的に支援を行うこととしておりますので、現在本市におきましては、コンパクトシティの形成を推進するための計画でございます立地適正化計画の作成と都市再構築戦略事業の活用を現在検討しております。

高木議員さん、山中議員さんにもお答えいたしました。都市再構築戦略事業を活用するに当たっては、市町村におきましてまず立地適正化計画を作成し、居住と都市機能の適正な立地に向けた方針を定め、居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定し、都市機能誘導区域の中に誘導施設等を定めることが必須事項となっております。

作成した立地適正化計画に位置づけいたしました、誘導施設の整備とあわせて行う都市再構築に必要な道路、公園等の基幹事業の整備に対しましても、2分の1の補助が受けられるようになってございます。

都市再構築戦略事業を活用することにより、現在の街路事業における社会資本整備総合交付金の補助率が55%であるのに対し、補助率が50%に下がるものの、今年度の社会資本整備総合交付金では要望額に対し内示率が25%まで下がり、今後さらに厳しくなることが想定されるた

め、都市再構築戦略事業を活用することで国より重点的な支援が受けられ、国費配分は総額として多くなり、事業が速やかに進捗することが想定されます。

現在、南国市におきましては、南国市立地適正化計画の作成について公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など多様な関連施策や都市計画マスタープランとの整合性や相乗効果等を考慮しつつ総合的に検討いたしております。

もし、立地適正化計画を作成するとなれば、平成27年度中に南国市立地適正化計画を作成し、平成29年度以降の街路事業は都市再構築戦略事業を活用して早期に進行できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

そして、南国市周辺の過疎化を阻止することが問題ではないかということについてでございますけれども、市街化調整区域につきましては、都市計画マスタープランの土地利用方針に地域のコミュニティーの維持や産業振興、雇用創出にある一定の効果がございます地区計画等を位置づけいたしまして検討、対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、立地適正化計画と都市計画マスタープランの整合性を図りつつ、計画を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

〔財政課長 渡部 靖君登壇〕

○財政課長（渡部 靖君） 浜田和子議員さんの地方創生に関連する国の予算につきましての質問にお答えいたします。

まず、地方交付税につきましては、全国的な税収増により総額で2%減となっておりますが、地方財政計画におきましては、一般財源総額について平成27年度、本年度の水準を下回らないよう実質的に同水準は確保するとされております。

地方創生に関連する国の平成28年度当初予算への各府省庁概算要求によりますと、従来の縦割り事業を超えた取り組みの支援といたしまして、地方公共団体の地方創生の深化、深く掘り下げることになりますが、深化に向けた自主的・主体的な取り組みを支援する新たな交付金を創設するとしております。内閣府を主体に政府全体で1,080億円が要求されております。

地方財政計画におきましては、地方公共団体が地域の実情に応じ自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度よりまち・ひと・しごと創生事業費1兆円が計上されており、少なくとも総合戦略の期間であります5年間は継続し、地方交付税におきまして1兆円程度の額が維持される予定となっております。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標であります、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする。地方への新しい人の流れをつくる。若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、という基本目標を踏まえた個別の施策につきましては、それに対応する補助事業といたしまして、関係各府省庁から7,763億円が要求されております。

税制改正といたしましては、地方創生応援税制、企業版のふるさと納税、こういったものも創設、企業の地方拠点強化税制の拡充を含める、こういったことが要望がござっております。

本市の地方創生関連事業につきましては、これらの財源を有効に活用できるよう、今後も国の予算の動向、事業の内容等を注視していきたいと考えておりますので、以上でよろしくお願いたします。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

〔参事兼企画課長 西山明彦君登壇〕

○参事兼企画課長（西山明彦君） 浜田和子議員のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する御質問にお答えいたします。

まず、行政計画審議会の委員に女性の割合が非常に少ないと、工夫されたのかという御指摘でございますけれども、行政計画審議会の女性委員につきましては、事務局といたしましてもかなり苦慮いたしました。審議会委員につきましては、産官学金労言から選出する必要がございまして、それぞれ幅広く各組織から委員を選出するように努めました。

議員さんの御指摘のとおり、各団体の代表の方は男性がほとんどである上に、昨年連合婦人会も組織がなくなったというようなこともございました。また、公募委員につきましても、女性からの応募が1人しかいらっしゃいませんでした。

そこで、事務局といたしましては、女性が代表をされていらっしゃいます食生活改善推進協議会あるいは男女共同参画推進委員でおられる商工会女性部長さんなどに委員を委嘱させていただきました。さらに、審議会発足当時に委嘱したPTA連合会の会長さん、女性でございましたけれども、残念ながら途中で男性に交代されたというような経過もございます。

このように、女性委員の選出に努力しましたがけれども、結果的に女性委員が少ないという状況になっております。大変申しわけございませんが、御理解いただきたいというふうに思います。

次に、総合戦略におけるパブリックコメントがゼロであったと。それを踏まえて総合計画のパブコメをどう工夫しているのかという御質問でございます。総合戦略のパブリックコメント

につきましては、非常に短期間で計画を策定するというために周知期間が足りなかったという状況があったというふうに思います。

ところで、総合計画のパブリックコメントにつきましては、広報12月号に掲載するとともに、現在、市ホームページとフェイスブックにも掲載しております。その他マスコミ等にも御協力をお願いしておりますけれども、地方創生の総合戦略と違って総合計画については、なかなかニュース性が低いということで、記事にさせていただくのはなかなか困難であるようでございます。なかなかいいアイデアが出てきませんが、議員さん方で何か効果的な周知方法がございましたら、ぜひ御教示をいただきたいというふうに思います。

次に、CCRCにつきましてはの御質問でございますけれども、総合計画の誤りではなかったかという御指摘でございますが、特に間違ったという部分でもございません。総合計画、総合戦略、連動して計画を進めていく必要がございます。

CCRCにつきましては、まちづくりの方策の一手法となろうかと思いますが、大変申しわけございませんが、現時点ではまだ庁内において議論が進んでおりません。ただ、この日本版CCRC構想というものは、東京圏など都市部の高齢者が地方に移住し、地域社会において健康でアクティブな生活を送り、医療、介護が必要になれば継続的なケアを受けることができる地域づくりを目指すものでございまして、有識者会議がその意義として3つ上げておりますけれども、高齢者の希望の実現、それから地方への人の流れの推進、そして東京圏の高齢化問題への対応と、この3つを上げられております。

現役世代の高齢者を受け入れることによりまして、まだまだ仕事のできる方々でございますので、経済的な効果が期待できる、そういった反面、移住してこられた方々は比較的早い時期に、65歳でありましたら10年後には後期高齢期を迎えるということを考え合わせますと、介護需要も増大を招くことがある。そのために受け皿となる施設の整備も必要となろうかと思えます。施設介護がふえれば介護保険料が上がるということも想定されます。あるいは、医療費の増大にもつながるといようなことも予想されます。短期間で結論が出せるものではないと思います。どのような影響を及ぼすのかも含めて、市としての将来設計を慎重に検討する必要があると考えております。

次に、基本目標と具体的な施策の中で、デマンドタクシーの件の御質問がございましたけれども、デマンドタクシーの目標数値につきましては、利用がまだ開始されたばかりの瓶岩地区や白木谷地区の利用実績が非常に少ない状況でございます。この制度の導入に当たりましては、上倉地区の市民の方から、今はまだ車の運転ができていますので大丈夫だが、5年後、10年後に

車が運転できなくなると移動手段がなくなるので何とかしてほしいと、そういった御要望をいただいたことがこれを検討する発端となっております。したがって、高齢の方が増加するとともに行政としましても、さらに地域の方々に周知することによって利用者数を増加させることができるということで目標数値とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） 浜田和子議員の圃場整備事業の指標と還元水の検証結果についての御質問にお答えいたします。

まず、圃場整備事業の指標700ヘクタールと整備構想面積1,083ヘクタールの違いでございますが、平成25年度から約1,700ヘクタールの農振農用地区域を対象に国営事業の可能性や範囲などを検討する地域整備方向検討調査を行っております。

各集落で地元の検討体制準備会を設立したのは、平成26年度末で36集落1,083ヘクタールでございます。その中から平成28年度からのより詳細な事業構想を検討し、事業実施計画案を作成する地区調査に移行するための地元推進体制・圃場整備委員会を今年度末までに設立する必要があります。

これまで、平成26年度末の準備会設立のために、地権者の皆さんを対象に圃場整備事業の実施に対するアンケートをとり、その結果を判断材料にする集落もありましたが、アンケートの結果は議会答弁で何度か申し上げてまいりましたように、決して賛成の割合が高いところばかりではありません。

しかしながら、事務局の説明不足などから十分な理解が得られていないことや、賛成割合のみの判断ではなく、圃場整備事業の必要性を集落で考えながら整備計画案を検討していただきたい。次の地区調査に進んだとしても、必ず事業実施を判断するものではない。という状況の中で現在に至っているものであります。

議員御質問の、できないことを予測しているのか、地区調査に移行して整備事業を実施したら集落面積は36集落1,083ヘクタールから減っていくのか、ということではございませんで、改めてゼロからの積み上げと考えております。浜改田、里改田、片山の3地区や前浜、日章、岩村、稲生、大篠、長岡、国分と、それぞれの集落で整備事業着手まで持っていく面積の指標を700ヘクタールにしたものでございます。

なお、K G I・重要目標達成指標とK P I・重要業績評価指標につきましては、圃場整備事

業着手年度31年度に向け、地権者の方の限りなく100%に近い同意を得るためにどのような手法で臨み、いかに熟度を上げていくか、その指標としてK P I 700ヘクタールとしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、還元水活用による生産体制構築事業につきましては、還元水、水の電気分解により生成したアルカリ性の電解水素水を農作物の育成に活用し、生産体制の確立を図っていく事業でございます。

当初は、青ネギへの還元水の葉面散布で品質・収穫量が上がったことがきっかけで、J A出資型法人株式会社南国スタイルで葉物野菜、株式会社西島園芸団地でメロン・スイカ、J Aコスモスでトマトの栽培実験を行いました。還元水の活用により、地下水に比べ全般的に根張りがしっかりとし、丈夫な葉や茎、収穫量の増、品質も向上して歩どまりがよくなることが確認されたことにより、高知県農業技術センター、高知県立農業担い手育成センター、高知大学農学部でも研究栽培されております。

このような経過により、本年7月3日には電解水素水を活用した還元野菜プロジェクト推進についての連携協定書が南国市、南国市農業協同組合、高知県、国立大学法人高知大学、株式会社日本トリムの5機関で、産学官相互連携できるよう結ばれております。

検証データにつきましては、青ネギやハウレンソウでは26%、コマツナでは20から30%の収穫量の増加、トマトの抗酸化成分であるビタミンCやベータカロテンでは10から30%の増加、メロンでも糖度アップが確認されております。収穫量の大幅な増加があった青ネギは、品質割合もほぼ100%最良品となっており、ベビーリーフ、バジル、ニラでも収穫量増となっております。

高知大学における機能性評価では、ニラ、ベビーリーフ、バジル、コマツナの抗酸化活性が増加が見られ、フルーツトマトはJ Aコスモスで抗酸化活性、ポリフェノール、ビタミンC、糖度において地下水に比べ向上している状況です。

以上、御質問の検証データについて一部をお示ししましたが、タイトルにありますように、当事業は還元水を活用した生産体制の構築、生鮮野菜に適用される食品の機能性表示制度を活用し、農作物に付加価値をつけてブランド化を図る事業であり、効果があることは確かでございますが、まだ完全に確立されたものではございません。これから導入農家の方々の協力を得ながら、より効率的な還元水による生産システムの構築を目指して成分分析、機能性の検証を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 今久保康夫君登壇〕

○商工観光課長（今久保康夫君） 浜田和子議員の質問にお答えします。

これまでの企業誘致は、企業の集約や工場の再編などによりまして県内の企業の移転が多くて、従業員も今まで勤めている方の県内とか市内からの移動が多くなっておりました。今後も津波浸水域からの移転も多くなっていくことも考えられます。しかし、現在では仕事の増加に伴います工場の増設などの話も聞こえております。

誘致企業に対しまして、本課では南国市民の雇用をお願いしておるところでございますが、企業側の意見としまして、現状ではハローワークに求人を申し込んでいるにもかかわらず人が集まらない、南国市からも応募が少ない、というような話も聞こえてきます。それで派遣社員に頼っているのが現状だという声を聞きます。

また、県内企業につきましては、それほど足腰が強くないということで、働き手がいれば誰でもよいというわけではなく、できるだけ優秀な人材を採用したいというのが本音だという声も聞きます。

雇用があるところに人が集まり、職場の近くに人が住むと言われます。南国市内に企業が多く立地するということは、定住者の増加とともに市民にとっても雇用のチャンスがふえることであり、絶対的に有利だと考えます。そのチャンスを生かすために、総合戦略では単に企業誘致を図るだけでなく、求職者向けのセミナーによる人材育成も同時に図る必要があるとしております。

また、企業誘致に関しましても、本市では職種が限られているため、若者が希望の職種につくため県外に職を求める傾向があると。したがって、若者の流出を防ぐために、若者が希望する業種、職種の創出を図るとしてしております。具体的には、都会からのバックオフィスなどの事務系とか海洋堂などのコンテンツ産業などの業種の企業誘致と集積を図ることとしております。

また、求職者の重視するものは職種・仕事の内容、それから給与及び待遇ということになっています。求人側の企業には、総合戦略じゃありませんで、第4次南国市総合計画の素案におきまして、本市では小規模な事業所が多くて福利厚生制度が充実している事業所が少ないと、そのために高知勤労者福祉サービス運営及び加入を支援して、福利厚生制度の充実を支援するとしております。総じて福利厚生の充実とか給与面に関しましても、今後積極的に企業に足を運び対話をしていく必要があるというふうに考えております。

また、既存の中小企業におきまして、産業振興を図るために地場産業の振興と企業誘致と

両輪で走らなければならないと考えています。そのため、総合戦略におきましても本市での小規模事業者の取り組みを支援し、事業の持続発展を図る。また、本市の製造業者の経営力強化を図りながら県外からの受注の拡大を目指す。さらに、本市の地場産業、伝統産業を市内外にPRして販路拡大を図り、地場産業の振興と地域の活性化につなげる、としております。どうか御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 先ほど街路事業についての答弁の中で誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。

先ほど、立地適正化計画を作成することになれば平成27年度中に南国市立地適正化計画を作成し、平成28年度以降の街路事業は都市再構築戦略事業を活用して早期に竣工できるよう取り組んでまいりたいと考えております、と御答弁いたしましたけれども、正しくは立地適正化計画を作成することになれば平成28年度中に南国市立地適正化計画を作成し、平成29年度以降の街路事業は都市再構築戦略事業を活用して早期に竣工できるよう取り組んでまいりたいと考えております、が正しい御答弁でございました。大変間違えまして申しわけございませんでした。

○議長（西岡照夫君） 幼保支援課長。

〔幼保支援課長 田内理香君登壇〕

○幼保支援課長（田内理香君） 浜田和子議員さんの御質問にお答えいたします。

前田議員さんの御質問に対するお答えと一部重複いたしますが、今年度子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、新たな保育施設利用者負担額を設定し、平成26年度と比較して全体で約6,300万円、約16%の引き下げを行うとともに、保護者所得階層をふやすことにより、子育て支援の推進と子育て世帯への経済的負担の軽減を図りましたが、子育て支援の充実、少子化対策を進める上でさらなる保育施設など利用者負担額の見直しも重要であると考えます。

今後は、老朽化した保育施設の大規模改修、移転、津波浸水区域内の保育施設の高台移転など、安全・安心な保育の提供とあわせ、保育施設など利用者負担額の見直しによる子育て世帯への経済的負担の軽減、その中で浜田和子議員の御提案のあった保育施設などを利用する全ての世帯が対象となる第1子の保育施設など利用者負担額の無料化についても検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 16番浜田和子さん。

○16番（浜田和子君） それぞれに御答弁いただきまして、ありがとうございました。

市長、心についてということで、とても私の抽象的な質問に対して明確に、和顔愛語とお答えをいただきましてありがとうございます。心というのは本当に目に見えないところですけど大事だと思うんです。強い心、優しい心、相手をいたわる心、人を包み込む心、温かな心、全ての人を幸福にしたい心、公平な心、獅子王のような心などいろいろと心の表現がございますが、世の中には目に見えるものと見えないものがあります。むしろ目に見えないもの、例えば磁場であるとか空気であるとか電波とか心、こういうものは目に見えないんですけれども、非常に人間にとっては大事なものではないか。特にその心については大切だなというふうに思います。市長のその思いをしっかりと saying いただいたことで本当にうれしく思いますけれども、私は市長の3期目に対しまして、心こそ大切なれという先哲の言葉をエールとして送らせていただきたいと思います。御活躍を祈っております。

さて、街路事業でございますが、いろいろとこの間からも質問があつて重複するところもあったわけですが、コンパクトシティーに変えていくというこの立地適正化計画のことでやっぱり心配するのは、条件の中に居住誘導区域、これを示さなければならない。これが一番、どういうふうにするのかなというふうに私思ったんですけれども、これをやっていくと、適正化計画の中で示していかんといかんわけですが、これができるかどうかぐらいの考えはないと、これから考える内容であっても、それは考えてないといかんと思うんです。この辺がどうなのかなということが1つ。

それと、そのコンパクトシティーの条件の中にCCRCは含まれていないのかどうかということはお答えいただかなかったのですが、これはどうでしょうかね。

先ほど総合戦略のほうで西山課長のほうから、長期的に考えていかなければならないという、10年単位だろうと思うんですけれども、CCRCは検討をしていかなければならないことだろうと思います。それで、すごく思うのは、総合戦略の中にもCCRCはなかったんですけれども、お答えとしては考えていくのかなとは思いますが、これ総合戦略の中で考えるというよりも、別のプロジェクトチームをちゃんとつくって医療、介護また保育、教育、さまざまのところの方を、今の審議委員だけではなくて別個につくって検討しなければできない内容じゃないかなというふうにも思います。その上で南国市がそれをやってくれるのかどうかということもこれも大きな課題やないかなというふうにも思ってるんですが、これがもしコンパクトシティーの中に計画でも入れなければならないということであれば大変なことだなというふ

うに思いますけども、なくてもいいんでしょうかねこれは。そこの辺のところを1つお答えいただきたいということと、それで西山課長がC C R Cに対して別個の組織をつくって検討した上で総合戦略の中へ持ち込むという形にしなければ、総合戦略の中で検討するというのはちょっと無理があるかな、そのことについてもちょっとお伺いをしたいと思うところです。

それから、財政的なことにつきましては、財政課長から27年度から余り下がらないぐらいの確保はできるという見通しを言っていただきましたので、少し安心をいたしました。いたしましたが、この街路事業がこれからコンパクトシティとかことの計画でやっていくとなれば、28年度に適正化計画をやってというお話なんですけれども、何年かかったら駅前線、高知南国線が完了するのか。もともと3年ぐらいで仕上げたいと思ってた事業だと思うんですが、これが何年ぐらいかかるかということは予想がつかますか、ちょっと心配をしているところですけども。この適正化計画をやっていくのも、1年間やって、それからすぐに予算が半額、50%の補助でつくのかどうかということですよ。そこの流れをちょっと御説明をいただきたいと思いますが。

それと、農業のほうで還元水のことでですけども、しっかりとデータがあるということですよ。御説明いただければ。総合戦略、ちょっと言葉が足りないんじゃないかなと思いますよね。あれの説明では、これからデータをとってやっていくというような表現でしかなかったの、これまでもこういうデータがあるということも、ちょっとつけ加えていくべきかなというふうに感じましたので、そういうデータが実際にあるというのであれば、また私たちもそういうところへ見学にも行かせていただきたいと思ったりもしますので、ぜひ明確な表現を戦略の中にも入れていただければ、1年後やっていただければというふうにも思います。

あと保育料の軽減、私は1人目の幾らかの軽減を望んだんですけども、無料化っておっしゃいましたね、たしかね。だからすごくうれしいなというふうに思ったんですけども、いつごろ実現できるのか、見通しがあればお答えをいただきたいと思います。

2問目、以上です。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実君） 浜田和子議員の2問目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、立地適正化計画の中の居住誘導区域のことについてでございますけれども、確かに南国市は既にコンパクトな町になってございますけれども、例えば災害の危険地域であるとか、あるいは土砂の危険があるところとかを当然除かせていただいたり、あるいは北のほうの緑地になっておるとこなんかを外せるんでないかなというようなことで、少しでも居住移動区域を

コンパクトにしたいというふうに考えております。

それから、C C R Cがこの計画に含まれていなければならないのかということでございますけれども、こちらにつきましては、含まれてないといけないということではございません。含まれていなくてもいいということになってございます。

それから、今の交付金の現状で大体南国駅前線がどれぐらいかかるのかというような試算でございましてけれども、現在、事業認可は平成29年度までに事業認可いただいております、本来ですと平成29年度に完成をしなければならないのでございましてけれども。現在の要望に対する内示率が25%と、今年度で申しますと事業費ベースで12億5,000万円要望していて、ついたのが3億二、三千万円ということで、このペースでもし仮に行くとしますと、駅前広場を含まない場合ですと平成35年ぐらいになるのではないかなと思われまので、何としましても立地適正化計画を作成して都市再構築戦略事業をまず活用すれば、これよりも重点的に予算を配分していただけるということですので、これよりも早く完成できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

○参事兼企画課長（西山明彦君） C C R Cについて、総合計画ではなくて、もっと専門的なプロジェクト委員会のようなものを立ち上げて検討していくべきではないかという御指摘であったというふうに思いますけれども、C C R Cにつきましては、本当に多方面に影響が出てくるというふうに思います。高齢者の仕事でありますとか社会活動、生涯学習あるいは移住についての部分とか、幅広く影響するということがあるというふうに思います。

そういった意味では、総合計画が全体像を検討する審議会ですので、そこで検討してもよいと思いますけれども、なお、もっと専門的な分野の方々に集まっていた会を設立するかについてはまた検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（西岡照夫君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長（田内理香君） 保育施設利用者負担額は今年度軽減を図りました。ただし、前田議員さんから御提案がありましたように、少子化対策を進める上では思い切った施策も必要と考えます。無料化、減額、そして所得階層の中間層の減額など、今後財政的な考慮もしながら考えていきたいと思っております。

○議長（西岡照夫君） 16番浜田和子さん。

○16番（浜田和子君） 1点お伺いしたいのは、これまでの社会資本整備総合交付金25%になったということですが、これとコンパクトと両方やれるんですか、片一方しか選べないとい

うことになるんですかねこれから。そうすると、29年までに言うたら完了しなければならなかったのが難しくなったということで、コンパクトシティ化に、これの関係というのはどういうふうになりますかね。それを1つお答え願いたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

○財政課長（渡部 靖君） 社会資本整備総合交付金の事業を今現在街路事業のほうで行っているものなのですが、これと今回立地適正化計画、これによるものとは同じ社会資本整備総合交付金の中でメニューがちょっと異なっております。あくまでも企業立地適正化計画を国の認定を受けるということによる特例措置としての事業化ということになりますので。街路事業につきましては、現在の社会資本整備総合交付金の中の街路事業分につきましては、全国的な要望額が大きくなっていく中で、充足率といいますか、それに応える率といいますのが25%程度ということで、かなり全国的におくれてきておるといようなことにはなりますが。この立地適正化計画につきましては、新たにこういった計画を立てたところにつきましては、優先的な配分というように想定されております。国のほうも、国土交通省のほうにつきましても、こういったことを事業を進めておりますので、そういったことからこの事業が認定されて、その事業で進めることになりましてかなり額的なものが大きくこちらに配分されるというように想定されるということになりますので、街路事業につきましてもこういった事業を使うことによりまして、かなり事業の早期完了が見込めるというふうに考えております。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

○財政課長（渡部 靖君） 先ほど申しわけありません、1つ抜かしておりましたが、両方使うということにつきましては、なかなか難しいというふうに考えております。この事業につきまして街路分、結局立地適正化に係る道路分というふうな形での整備ということになりますので、並行してという話にはならないというふうに思います。

以上でございます。

（「そのことじゃなくて」と呼ぶ者あり）

○議長（西岡照夫君） 3問の質問でございますので、また後ほど詳しくお尋ねください。

17番浜田勉君。

〔17番 浜田 勉君登壇〕

○17番（浜田 勉君） おはようございますというのかこんにちはというのか、今ちゅうちよしておりますが、こんにちは、日本共産党の浜田勉です。今回も2階の皆さんお元気でありがとうございます。

市議選、市長選後の市議会、まず橋詰壽人市長に祝意を、無競争であったことが白紙委任であったのでしょうか。そのことは市長も述べているように、ひとり相撲で論戦ができなかったと謙虚に思いを語っています。健康で市民とともに安心・安全、夢とロマンあふれる市政づくりに邁進されんことを願ってやみません。

私も最高年齢者という表現でいつも言われますが、その中でいわれなき中傷あるいはまことしやかなやめるなどというふうな虚言がありました。そのことは逆に私も鼓舞をいただきまして、また市民の皆さんから大きな御支援をいただき、この舞台に送り出していただきました。そのことをまずお礼申し上げながら、今後4年間、市民の代弁者としての役割、全力で尽くしてまいりたいと思っております。

この選挙をめぐっては、まさに戦争法の真ただ中、情勢とあわせて第2次世界大戦をかいま見た一人として、後世への伝承は責務であると思っておりました。平和にまさるものなしと山田洋次監督の吉永小百合さん主演の「母と暮らせば」ではありませんが、母が国防婦人会のたすきをかけて後免駅でプラットホームで出征兵士を送る姿、これがよく出てまいります。

私は毎議会、3カ月間を振り返って、そして世界の移り変わり、これを一つの糧として今後の歩み、あるいは我々自身の生活観をつくっていききたいというふうにもいつも強調してまいりました。今回は、どのような表現をとろうとも、ストックホルムのノーベル賞の授賞式だったと思います。熱帯の寄生虫病治療薬の大村さん、そしてニュートリノに質量があったことを突きとめた梶田さん、2人と研究者に心からの敬意を込めて祝意を送りたいと思っております。

この受賞された人たちは、ストックホルムを目指してというふうな意気込みで、本当に感激というんか、感動というんか、すごいというんか、もうありがとうという言葉以外はありません。この授賞式を見ていて、私はやはりそういうふうな日本の知恵そして日本の学者先生方の努力に改めて目をみはるものがございました。

私は、このストックホルムのこの会場あるいはストックホルムの市庁舎を一度見学した思い出もありまして、何か感慨深いものがありました。市庁舎は木造であったと思います。また、市庁舎は市民の寄附金とそして市民の腕で町内会が建てたものとして各部屋を棟梁の名前などにしていたことを思い出します。まさにその点では民主主義の発達過程を学んだものでした。なお、南国市庁舎の前には初代物理学賞を受けた湯川秀樹先生のゆかりの木があったことも改めてうれしく思っています。

次は、話題のイスラム教の変化について触れ、世界平和への道を広げたいと思います。何かイスラム教が正邪で言えば邪のような、そういう世論づくりがされようとする部分がございます。

す。また、その動きに対しては大きな批判もあって、トランプではありませんけれども、トランプのかけは失敗に終わっております。

イスラム教のメッカもあるサウジアラビア、ここでは男尊女卑というのが常識的なシステムでありました。民主主義という言葉は存在はしないのがほんの最近までの姿でありましたが、今回12月12日には自治評議会、中央議会の選挙がある。この自治評議会の権限は、しょせん首長の助言機関でありますけれども、この中へ女性の候補者が大きく出てきている。6,917人の立候補者の中に979人という13%の女性がサウジアラビアの歴史始まって、いわゆる新たな歴史をつくるそういう行動が生まれてきています。

だが、有権者を見てみると、3,000万の国民に対して有権者は148万人、そして男性が135万、女性がたった13万というふうに、まさに日本の選挙史を見てもありました。民権ばあさんの楠瀬喜多が頑張ったように、ともかく寡勢で、あるいはいろんな形で制約があるでしょうけれども、このような国民の権利を制限するようなことは、近い将来というよりは、物すごい早い段階でこんなことは吹き飛んでしまうだろうと思います。なお、この自治評議会、この委員は3,000名を選ぶわけでありましてけれども、2,000名しか公選をしていないというふうなわけでありますから、まさに専制君主そのままの姿がまだあることは事実であります。だが、これも今触れたように、大きく歴史の流れの中でそういうのは埋没していくものと思います。

次に、日本の皆さんも大きな怒りを持って、わやにすなよおんしゃあ、というふうな気持ちでおおると思います。公的年金を株式運用で7.8兆円も赤字というのが見出しでございました。これはもうまさにばくちです。130兆円を越す年金積立金が原資というから心地よくやれるわけで、まるでばくちの気分でやったことでしょう。

また、この株式に出るに当たって、損失が出ても穴埋めの規定はないという、これくらいおいさがしなことはありません。負けようが知ったことじゃないとやりたい放題というふうなのは、今のこの年金を扱っている公的年金積立金管理運用独立行政法人、ここに権限が与えられておりますけれども、こんなことは許されたものではないと思います。国民の年金に寄せる思いは、まさに命綱です。この命綱をこのような遊びとは言いませんけれども、独立行政法人が気に入ったようにやって、気に入ったようにという言い方も過ぎた話でしょうけれども、ともかく損失を出しても責任はない。こうなると国民の金を適当に使う、そのことを私たちは黙過することはできません。

年金は高齢者のまさに命です。これをそのような形でなくて、高齢者が安心できる年金制度また運用問題について今後深めていただきたいと。あるいは、我々自身もそのことについて積

極的に考えていかなければならないと思ったのは、この7.8兆円の赤字を出して責任をとらない今の政府のあり方、これは糾弾すべきであろうと思います。

次に、私は、今皆さんが来年の1月からという問題になっておりますマイナンバーの制度について見てみたいと思います。

マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りあるいは外国人も含め日本で住民登録をしている1億2,000万人に番号をつけ、当面は1月から税申告や社会保障の手続などに利用させようとする仕組みですが、10月以降通知カードが簡易郵便で5,600万世帯に郵送されました。だが、混乱のオンパレード。自治体には返送された通知が500万を超えるという。さらにそれがふえようというふうに言われています。

そもそも生活実態を考慮せず、マイナンバーを押しつけたところに無理がありました。だが、1月から個人番号カード1,000万人に交付予定と。身分証明以外にほとんど使い道がないと言われているこのマイナンバー。ただし、紛失をするとプライバシーのいけば拡散、危険が広がります。1月実施を延期して制度の危険性を検証し、再点検し、廃止に向かって見直すべきだと私は思います。

また、日本の学費の問題です。日本政府の大学学費の値上げは、世界の非常識というふうに言わなければならないと思います。授業料が国立大学で93万円となる。これじゃもうとてもじゃないありません。現在より40万円上がる。来年から毎年2万5,000円の値上げ。これから15年間続けてやるという。15年間の展望が、展望ではなくておだぶつ。15年間ずっと値上げだけ。こんなふうなことが政策と言えるでしょうか。前代未聞の教育方針と言わなければなりません。

やっぱり小学校へ運転手つきで行っている、歩いていったことのない、そんなふうに言われますが、そういう人たちの内閣では当然かもしれません。

大学への運営交付金を削り、国の支出と自己収入の比率を半々にする。つまり国が出す部分と授業料とを半々で大学を運用せよというふうなわけでありますから、これでは今まであった大学の役割あるいは先ほどのノーベル賞を受けた学者先生方を育てるという環境、こういうようなこと等を見ればまさに相矛盾する許しがたい暴挙であろうと思います。また、高等教育を否定するような側面と言わなければなりません。

憲法に定められた教育の機会均等、憲法第26条の実現を目指し努力するとして、日本政府は世界のユネスコつまり国際人権機構の条項を批准をいたしました。2012年に無償化を目指すということを世界に公言をした。その前までは日本政府はずっとこの世界人権機構、教育の無償化に向かっては賛成という態度をとりながら批准はしませんでした。そして、余りにも日本政

府の立ちおくれは国際的な非難のもとになり、あるいは国内的な非難のもとで批准を行ったのは2012年です。その国際公約と全く相反する道に進んでおろうとしているのが今の大学授業料の姿です。

そもそも日本の大学は、世界有数の高学費です。

○議長（西岡照夫君） 浜田勉さんに申し上げます。通告に従った質問をお願いします。

○17番（浜田 勉君） はいはい、わかりました。

ともかくそういうふうな奨学金制度が、給付奨学生制度が日本の制度の中にはありません。だから、今教育の問題が深刻な状況になっているときに、あるいはGDP国内総生産の比率で見ると、世界各国の教育に対する熱意、これは1から1.2%の増額を進めておりますけれども、日本の場合は0.5%のままというわけでありますから、教育の必要性あるいは教育の持っている社会的な役割、このことについて改めて我々自身が考え直し、政策の改め、そういう方向が求められてくると思います。

なお、参考までに後進国に近いチリあるいは社会保障制度の進んだフィンランド、これについて若干触れて参考にしていただきたいと思います。チリでは、大統領は大学の無償化を公約して貧困層の学生6割に16年度から無償化をしていく。そして、18年からは7割に、20年からは全員にするという法律の改正を今どんどん進めています。このチリができてGDP世界第3位という日本ができないというのは全くナンセンスであります。貧乏でも視点が違えばそのような違いがございます。フィンランドは、医療も学費も大学まで無償、あるいは生活費も出るというそのような姿。その一方で日本の学生たちのアルバイト疲れ、そしてアルバイト漬けの実態、こういうようなことを考え見るときに、我々自身の大人の役割というのが極めて高いものとなってきていると言わなければなりません。

ただいまで前章の部分を終わらしまして、これから本番へ入ってまいります。積極的な答弁を求めてやみません。

まず冒頭が、3期目の市長の政策筆頭は国営圃場整備と思うがどうか、というわけでありませぬ。圃場整備をめぐっては、3度目の質問と思いますが、その都度市民生活の悪化、農村の貧困は進化が具体的であります。TPPでは関税率ゼロ%を目指し、日本農業への圧力、廃農への道筋はまさに完璧であります。わやにすなの取り組みが圃場整備です。農地は痩せ細り、地価は下がり、隣地は耕作放棄地またはその予備群となっています。市民の圃場整備に寄せる期待は、不安が増大し、賛成や、けんどうしょう。けんどうという言葉から、反対じゃないが賛成とはよう言わん、そのような思いが入りまじりながら圃場整備の必要論は幅広く話されてい

ます。

特に農業の未来性に不安を持っています。TPPは最たる悪魔。今の状況とあわせてウルグアイ・ラウンドの6兆円が話題となっています。農業者の救済には使われず、土建屋のもうけに使われた。私は、市長は県の土改連の会長として圃場整備については習熟された英知と見通しをお持ちと思います。農家負担の軽減は必須中の必須条件です。こればあつくるものが安うて、また安定しない。価格のこの暴落はもう夢も希望もない。そして、米は赤字が前提になっている。田んぼの値打ちものうなった。反当100万円、それに10万円の元金を入れて人任せの田んぼとはいささか愛着も薄くなります。担い手への集積率によって事業費は安くすることができると言われていますが、工事費はその都度払っていかなければなりません。その時間差を埋める方法はありませんか。ともかく事業費を、そして事務費を安くすることは、圃場整備の成立要件となっています。その方法を詳しく述べていただき、そして資料化していただければ幸いです。

ウルグアイ・ラウンドの土建屋奉仕を反省し、今度は絶対に圃場整備等に生かさなければなりません。そのことについては、市長は土改連の幅広い、初めも触れましたが、英知から見て、積極的な見解を求めるものであります。

次に、COP21と私たちであります。

COP21をめぐるのは、195カ国の地域を代表する人たちがパリに集い、150カ国の首脳が演説するという、まさに国連総会並み以上でありました。温室効果ガスの排出国1、2位のアメリカと中国は、責任に見合った行動を取り組むというのがオバマ、低炭素の経済発展を目指す習近平。国の存在そのものが問われているツバルのソポアンガ首相は、人類の生存はこの会議での判断にかかっていると訴えています。まさに死滅への道なのか、これからの希望の道なのか、それを国際世論に訴えました。

排出量第5位の日本はどうでしょうか。今までずっと、京都議定書のときもそうでしたが、化石賞という不名誉な賞を日本はいただいております。今回はそれはいただきませんでした。日本の削減目標、つまり温室ガスの削減目標は2030年に26%。これは13年比ですけれども、基準年を1990年にすると18%減にしかならず、内外から低過ぎると批判をされています。低い目標の背景にあるのが、原発固執と石炭推進、再生可能エネルギー抑制のエネルギー基本計画です。なぜ、ただの自然エネルギーの推進をしないのでしょうか。特に、二酸化炭素を大量に排出する石炭発電所計画が国内に48基、さらに東南アジア等に向けての大型石炭発電所の輸出、そして世界最大のその融資国となるなど、世界の脱炭素の流れに背を向けています。

そんな中で、私たちは何をなすべきでしょうか。日本には四季があつて、春夏秋冬を私どもは喜んでまいりました。だが、今二季ではないか。冬と夏、それ以外どこに何がある、というふうな声がございます。日本の条件、アジアモンスーン地帯の雨を、この雨量を活用しての森林政策は、大きく世界に貢献できるものと思っています。

森林は温室効果を持つ二酸化炭素を吸収し、温暖化を抑制する機能を持っています。しかし、世界の現実、農地の拡充や商品樹木の栽培に伴う森林開発が進み、1,200万ヘクタールのペースで減少しています。世界の温室効果ガス排出量の11%は森林材の減少によるものと言われていいますので、全世界で地球温暖化、そして乾燥地の拡大、砂漠化、異常気象、あるいは光化学スモッグなどの深刻な状況は、今述べたような森林材への活用、これなんかが強く求められてくると同時に、初めふえてまいりました各国の温室ガス、これの削減目標の実効が極めて大切であります。

1850年の産業革命以降に対して、地球温暖化は2度未満あるいは1.5度未満というふうなくらいの設定がされています。私はその点で日本の持っている自然条件の復活、そして森林機能の活躍は大切であろうと思います。

特に中東での言葉が私は印象的でありました。中東では、中東の和平はその年の雨の量によって決まると言われています。つまり、国境、国際河川の水争いは戦争の状態をつくってきたのです。この中東が戦渦にあつて、木を一本も植えることもできなく悪循環の連鎖となっています。確かに今世界で一番木を植えているのは中国です。中国の植えているのはユーカリですから、これは日本と余り関心はありませんけれども、とにかく木を植えるということが今の私どものできるささやかな地球への貢献、つまり私たちの地球、これをどう守るのかというふうな点から見ても、そのことは大切だと思っています。

では、そうなるとこのCOP21のこのときに、国や地方自治体は市民にどのようなラブコールを送ってくれるのでしょうか。あるいは、樹木一本一本の役割、あるいは人間との関係でどのような役割あるいは人間1人の酸素量に対して樹木がどれくらい必要なのか。それによって私ども国民の一人一人の責めあるいは一人一人の役割がつくられてくると思います。

次に、たばこの庁舎敷地内喫煙はいかがなものか、ということにただしていきたいと思います。

私はたばこの功罪を述べる必要はないと思っています。だが、私の経験を少し述べておきたいと思います。私も今議会で5期目を市民からいただきました。市議選終了を待って、選挙前から留保していた腫瘍を除去してほつとすると風邪を引きました。たごることたごること、一

生懸命たごりました。涙を流して2週間以上沈没でした。私の愛車カブにもまたぎませんでした。ドクターいわく、自業自得、たばこのなれの果て、結果ですね、とのことでした。今ではたばこ喫煙を正当化する人はいないでしょうが、精神安定にという方はいられます。たばこ依存症になっているのではないのでしょうか。医大での10日間、毎日二、三回の病院敷地内禁煙のお願い放送を聞きました。禁煙、これも社会一般の道義になっているかなと受けとめました。

市庁舎では市幹部が、それもトップクラスの皆さん、皆さんではありませんが、喫煙を見ることがございます。市長は、市民にとっては愛するパパ、そしてお父さんであります。健康で市民の先頭に立って暮らしの向上に努めていただかなければなりません。

そこで、お尋ねをいたします。健康増進法、この健康増進法は40条から成り立っていますが、この法律の狙い、本旨はどういうことでしょうか。1条から3条までの説明を求めたいと思います。とりわけ国民の責務、国及び地方公共団体の責務とタイトルがついているのは、何か特別の思いがあるのでしょうか。

次に、TPP大筋合意とは偽装の言、国会決議とは、でお尋ねをいたします。

私はとんでもないペテン師がパートナーと最初から触れてまいりました。さらにもう一人大きなペテン師がいました。うそをつかない、TPP断固反対、ぶれない、日本を耕す自民党であります。さらに国会決議、重要5項目の関税撤廃はさせない。重要5項目とは、米、肉、肉とは牛肉・豚肉、そして乳製品、麦、砂糖であります。これは国家主権を侵害するISDSの合意をしないという項目とあわせて2つのいわゆる主権を売り渡す行為がされました。1つは胃袋の問題、1つはISDS、つまり外国の企業が日本の市町村あるいは国や県、そして市や町、これを都合によって自分のもうけあるいは自分の思いと違ったということで裁判に訴えるというふうなことができるということを公然と認めてしまいました。

これらを見ても、大筋合意は決裂を食いとめた偽装あるいは日本政府のアメリカへの隷従そして合意というのではないかというふうに思います。

このTPP合意、いまだに全面公開をしていません。隠したまま黙って言うことを聞け。さらには各国の批准も、あるいは国会決議もしていないのに、さも決着しているかのように振る舞うのはうその方便、体裁づくりというほかありません。

このTPP12カ国協議とは別に、日本が後入りであったことでアメリカとのいわゆる2国間協定、2国間の話し合いというのが設定されました。これは日本がアメリカに約束した項目を並べたもので、まさに降伏文書だと指摘する方もいらっしゃいます。

TPPは食の安全、健康、環境、暮らしを守る仕組み、その規制を壊すと言われますが、ま

さにそのとおり、深刻さが生まれようとしてきています。

だが、まだ国会での承認、決議もまだです。そして、批准もしていません。この例えばTPP等の場合に国際関係が成立した場合は国内法に優先するという形でやられます。つまり、外国との関係は、その国の法律に優先するというのが国際慣例でありますので、私どもはそういう点で屈従するような条約、これを認めるわけにはいかない。これは常識であろうと思います。そして、私は全面公開を求め、問題点を明らかにしていかなければならないと思っています。

では、そこでお尋ねいたします。TPPの原則である関税ゼロに向かっての関税障壁はどのような状況になっていますか。農業協同組合法をアメリカは目のかたきにしていますが、なぜ、どうして。そして、学校給食への外圧がかかるということ、これはどういうことでしょうか。

そして、関税撤廃の状況は今どのようなようになっていますか。これについては、推定の発表で結構でありますし、同時にまたTPPによる農産物の生産減少額は1兆円を超すと言われますが、どのような状況になっているのでしょうか。

そして、農林センサスの言う農業人口の変遷はどのような状況になっておりましたでしょうか。

そして、これはブッシュが食料主権の問題について演説をしたときがありますけれども、食料自給と主権国家についてブッシュはどのような演説をされたのでしょうか。

以上で私の第1問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 浜田勉議員からは、国営の圃場整備について市長はどのように考えているのかと、こういう御質問でございました。

現在、本市では平成25年から国営圃場整備事業の可能性や範囲などを検討する地域整備方向検討調査を行っておりまして、来年度からはいよいよ詳細な事業構想を検討し、事業実施計画案を作成するいわゆる地区調査の実施に向けて、精力的に準備会の組織された集落で説明会を開催しているところでございます。

私自身も9月、10月と前田前議長さんたちとともに農林水産省あるいは中四国農政局に出向きまして、本市の現状説明と地区調査採択を要望してまいったところでございます。

議員言われるように、圃場整備事業には地権者の方の負担が生じます。整備面積が多ければ負担も大きくなります。

しかしながら、現時点で解決しなければならない負担金の問題は大きな壁でございますが、今はこの国営圃場整備事業がどうすれば事業着手につながるかを論議して集中したい、このよ

うに考えております。

現在の35集落約1,000ヘクタールが可能な限り地区調査に進み、そして平成31年度からの事業実施にできるだけ多くの集落、面積に参加していただきたい、このように考えております。

その地区調査を進める中で、整備事業計画の精度が上がってまいりますので、並行して市として役割を明確にすることにより、地権者の皆さんの負担を軽減していきたいと考えております。

なお、詳細については担当課長が答弁いたします。

○議長（西岡照夫君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時49分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○副議長（岡崎純男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浜田勉議員に対する答弁を求めます。農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） 浜田勉議員の圃場整備事業とTPPについての御質問にお答えいたします。

まず、地権者の方の事業費負担支払いにつきましては、原則事業完了後の翌年に一括払いとなっております。つまり、平成31年度から事業着手し、おおむね8年間の工事期間ですので、平成38年度に完了、その翌年度からの支払いとなります。一括支払いは、地権者の皆様には負担となりますので、事業説明会では、事業着手が決まった時点からの積み立てを提案しております。

また、負担金軽減については、議員言われた農業経営高度化促進事業・促進費の交付があります。これは担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を促進することを目的とした制度で、圃場整備事業を実施した際、担い手への農地集積率・集約率に応じて補助金が交付されるものです。

この促進費は、まず人・農地プランで地域の担い手に位置づけた中心経営体に農地を集積するもので、さらに圃場整備事業の受益地全体、南国市として農地集積率は最低55%を達成しなければなりません。

補助金の助成割合は、上限では集積率85%以上、集約率80%を達成すれば3.2%となり、事

業費負担額が全額交付されることとなりますが、相当ハードルは高いため、まずは最低ラインの集積率55%を達成したいと考えております。事業完了後5年以内に順次集積率を上げて達成することも可能ですので、できる限り多くの促進費交付を目指したいと考えております。

促進費は、事業完了後5年以内に集積率を達成する必要があります。ですから、地権者の皆様には先に事業費負担金は支払っていただき、その後集積・集約が達成できれば促進費の交付ということになりますので、決して事業費と促進費を相殺して支払うことはございません。このことは今後も説明会で丁寧に説明していかなければならないと考えております。

次に、T P P大筋合意の内容でございますが、T P P大筋合意の内容で日本の全品目数は関税区分の細目タリフラインで9,018品目あります。T P Pで関税を撤廃する品目の割合、関税率撤廃率は95%で過去最高で、全品目のうち農林水産物は2,328品目あり、その約8割に当たる1,885品目で最終的に関税が撤廃されます。これまでの経済連携協定E P Aで一度も関税を撤廃したことがない品目も約半数が撤廃となり、国会決議で聖域確保を求めた重要5品目586品目のうち3割174品目で関税撤廃となっております。

次に、食料自給率39%で国家主権と言えるかという御質問でございますが、以前に申し上げたことがございますが、過去フランスのシャルル・マリ・ド・ゴール大統領は、食料で自給できない国は独立国ではないと言い切りました。また、食料を失うことが何を意味するか。米国のブッシュ元大統領も、食料を自給できない国を想像できるか。それは国際的圧力と危険にさらされている国だと言いました。

ウクライナ問題でのロシアに向けた経済制裁の刃が、今度はロシア側の食料の輸入禁止として欧米に返ってきておりました。国際政治が緊張すれば国家が資源を道具として使うことは避けられません。海に囲まれた我が国がある程度の食料自給率を目指すことは、政府の最低限の義務と思います。ロシアの食料禁輸は、輸入を禁じることで相手国に打撃を与えることが狙いであり、制裁を受ける側の国にとってはすぐには食糧不足などの問題は生じがたいものの、貿易に依存することのリスクがあることには間違いがありません。

国際政治は、世界各国できな臭さを増しており、毎日の食卓を支える国内の農業が健全な形で維持されることが、これまで以上に大切になってくると考えております。

次に、T P Pによる農産物の生産減少額は1兆円を超すという御質問でございました。

平成25年3月に内閣府が公表した影響試算によると、鶏肉990億円、鶏卵1,100億円、落花生100億円、林産物と水産物で3,000億円、合計5,190億円でございました。今回の大筋合意内容は、これらの品目が全て関税撤廃となり、5,000億円を超える損失が出ることにより、合計1

兆円を越す生産額減少を試算しております。

次に、農業人口につきまして、センサスの動きをお知らせいたします。農家総数としまして1995年平成7年に2,950戸ありました農家数が、2015年、27年の数字では1,879戸、数字にして1,071戸減少しました。減少率は36.3%でございます。農業就業人口につきましては、1995年は5,291人でしたが、2015年には2,262人、減数3,029人、57.2%の減少率でございます。

次に、学校給食への影響の御質問でございます。I S D条項、外国政府の差別的な政策により何らかの不利益が生じた場合、投資家である当該企業が相手国政府に対し、差別によって受けた損害について賠償を求める権利を与えるための条項でございます。

これが乱用されて政府、地方自治体が定める社会保障、食品安全、環境保護などの法令に対し訴訟が起こされる懸念がございます。具体的には、アメリカの大メーカーが日本で生産する製品に含まれる成分や機能特性が消費者に健康被害や物理的危険をもたらす可能性が高いことがT P P成立後にわかったとしても、アメリカ企業からの訴訟を恐れて日本の監督官庁は規制に踏み切れないかもしれないという話がございます。これは薬、食品、建材、雑貨、家電、皆同じレベルでございます。表示に対して巨大企業が、例えば遺伝子組み換え大豆を使用しています、と表示されて商売上の不利益をこうむったからと世界銀行の投資紛争国際解決センターに日本を提起してくる。そうなる日本が勝つ見込みはないと思います。

最後に、T P Pと農協事業のあり方についての御質問でございますが、農産物の販売事業と生産資材等の購買事業に視点が当てられております。販売事業は委託販売を原則としております。これは農産物価格の投機性を回避する方策としてとられており、買い取り販売となれば企業との競争裡に農協がさらされることとなります。農協が株式化され、そこに外国資本が入った日には、我が国の食料流通が外国に握られる、支配される構造も可能性が大きいと思っております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） 浜田勉議員の御質問にお答えいたします。

C O P 21は、パリで先月30日に国連加盟の全ての国や地域が参加する地球温暖化対策の新たな枠組みの合意を目指して開幕しました。産業革命以降の地球平均気温の上昇を2度未満に抑えるいわゆる2度目標の達成に向け議論され、今月12日、京都議定書以来の新しい法的枠組み

でありますパリ協定が採択されたところでございます。

御質問にありました温暖化対策、とりわけCO₂吸収源として森林の役割につきましては、日本の温室効果ガス削減目標の達成に欠かせないものであります。特に樹齢11年から20年といった若い木の吸収率が高く、温暖化対策に植樹が有効であると考えます。また、有効な樹種につきましては、地域によって違いがあり、近畿中国森林管理局によりますと、樹齢11年から20年であれば杉、ヒノキ、カラマツの順で、北海道によりますとカラマツ、トドマツの効果が高いとのことであります。

人1人が呼吸により排出するCO₂、年間約320キログラムとのことでございますが、これを吸収するためには23本の杉が必要であります。また、リッター10キロ、年間1万キロ走行する自動車にあっては160本が必要だそうです。

南国市におけます地球温暖化対策については、平成23年3月に南国市エコプラン実行計画を策定し対策に取り組んでおるところです。太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や省エネあるいはごみの減量などを推進し、平成32年度のCO₂排出を平成19年度比で12%削減すると定めております。

具体的な施策としては、公共施設への太陽光発電の導入や住宅用太陽光発電システム補助事業があります。また、啓発活動につきましては、夏休み子ども教室での環境教室の開催やグリーンカーテン設置のためのゴーヤの種の配布、各種イベントに参加してのパネル展示等を実施しております。また、環境活動支援センターえこらぼが実施しております環境絵日記コンテストの南国市内小学生の受賞作品につきましては、市指定ごみ袋の紙ラベルに掲載するなどの取り組みを行っております。今後もこのような取り組みを継続していきますほか、市広報、ホームページでの情報発信に努めてまいりたいと考えております。

洪水や熱波など生命や財産を脅かす異常気象、または農作物への影響など、地球温暖化の被害は深刻さを増しております。将来の世代に安全で恵み豊かな環境を引き継ぐためには、現在の効果的かつ積極的な取り組みが求められています。市としましても、後世への責任を自覚し、これまで以上に地球温暖化対策の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 総務課長。

〔参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 田淵博之君登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（田淵博之君） 浜田勲議員さんの御質問にお答えいたします。

御質問では、健康増進法の1条、2条、3条それぞれについてどういうふうに市として認識をしているかという御質問だったと思いますが、本来でしたらこの答弁、保健福祉センター所長が市の方針を答弁したらいいわけですが、この法律の中に総務課関係について特に関係がある条項がありますので、それも含めて私のほうから説明をさせていただきます。

健康増進法1条は、全部は読みませんが、略して言えば、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることに鑑み、国民保健の向上を図ることを目的とするということで1条は目的となっております。

2条が、国民の責務として、国民は生涯にわたってみずからの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならないということになっています。

3条が、国及び地方公共団体の責務。国及び地方公共団体は、健康増進事業実施者その他関係者に対して必要な技術的援助を与えることに努めなければならないというふうになっております。つまり、この健康増進法は国民の健康の増進を総合的に推進していくための基本的事項を決めた法となっております。

その中で、特に総務課関係で重要と思われるのは、第25条に受動喫煙の防止ということがあります。その内容は、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないというふうになっております。

また、この法律以外でも、2010年2月に新しい健康局長通知では、分煙も認める内容の旧通知を廃止をされ、分煙ではなく全面禁煙を求めることとなっております。また、出入り口付近に喫煙所を設置してはならないというような通知も出されております。そして、人事院よりは、2003年7月に職場における喫煙対策に関する指針が出されておりました、人事院の指針としましては、全面禁煙を基本としております。

南国市の現状としましては、安全衛生委員会から出入り口での喫煙は撤去しなさいという指導がありまして、西玄関前の灰皿を撤去し、喫煙禁止ということにしております。今は庁舎内での喫煙場所は、5階のエレベーターホール前のみとなっておりますが、分煙対策が十分となっております。公共施設のこれからの対策としては、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙をすることが望ましいということになっていることと、受動喫煙に関する社会的な関心が高まっていることを反映して、多くの自治体でも喫煙室を廃止し、建物内を全面禁止するということがなされております。そういう意味で、南国市としましては、今後十分論議を進め対応していくことが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 17番浜田勉君。

○17番（浜田 勉君） 皆さんからお答えをいただきました。なかなかおもしろいお答えをいただきましたので、にっこりしながら聞いておったところです。

なお、認識の若干の違いについても指摘をしておきたいと思います。TPPをめぐる問題の中で、農林水産課長からのほうで、農協との関係でどういうふうな部分、主に農林水産課長の場合は購買論のほうを軸足にしてお答えいただきましたが、やはり日本の中におけるアメリカの商工会議所、これの言動は全て株式化というものを念頭にした形の中で保険業務と預金業務、これへの侵入、つまり吸収合併をしていくというのが狙いでありまして、つまり日本の主権へのISDの問題と絡めて見ることになると思いますけれども、それくらいやはり深刻な状況が農協をめぐってきているというふうな見方が僕は大事ではなかろうかと思います。

それと、食料自給率の考え方については、ド・ゴール、ブッシュ両大統領の見解、いわゆる独立主権の問題としての考え方、そして食料に対するその国のあり方、これが率直に述べられました。

だが、今日本政府がとろうとしている態度の中に、食料自給率は45%が目標でありますけれども、これを現行の39%とあわせて下げるような方向が検討されているということを知らなければなりません。だから、私はやはり食料自給率についての考え方というのがやはり希薄というんか、認識不足というんか、あるいは知り切っちゃってもうけりゃええ、ということで今の政治がやられてるんじゃないか。だから、僕は食料自給率の45%を目標を下げようとする策動については、これは許せないというふうに思います。それについて農林水産課長はどのようにお考えでしょうか。

そして、環境課長のほうからは、理論的な部分で樹木の持っている地球温暖化対策、これの効果面と同時にその必要性というのが理論的な面でわかりやすくお話をさせていただきました。このただ問題は、そういうふうなこととあわせて今後どのような推進方法等があればなおかつ効果的である、という部分はつけ加えていただければ、あるいはお考えになっておればそれを補強していただきたいと思います。

たばこの件というんじゃありませんが、やはりその健康増進法の持っている本旨に照らして今後の行政のあり方、あるいは市民生活と健康管理、こういうような点で率先して行政がスタイルの確立が求められている、これが喫緊のテーマであるというふうなお話がありました。私はそういう点では積極的な態度、立場として受けとめ、これをさらに推進をさせていただくこ

とを願って、答弁については拍手を送りたいと思います。

そして、T P Pをめぐって農業課題の中で、耕作放棄地の問題について第1問で触れましたが、この耕作放棄地を絡めて、いわゆる管理の不十分を指摘する中身として、増税で転嫁をして農家に対してちゃんとせえやと。これは悪政の上塗りではないかというふうに思いますけれども、この耕作放棄地に対する固定資産の増税論は今どのような形になっているのか。もちろん変化についても存じておりますけれども、どういうふうな形で変化が、変化じゃありません、この増税がやられようとしているのか、農業委員会と税務課のほうの知り得る見解を述べていただきたいと思います。

それと、環境保全の問題で、樹齢11年から20年の問題が指摘をされました。私もこれをじゃ今から植えていきよったら私はおだぶつになっちゅうかどうかという問題ありますけれども、やはりこれは先ほど理論的な部分についての理解はわかったと。ただ、推進というふうな点で高知なんかの場合は杉やヒノキ、カラマツの順番だというふうなお話がありました。特に高知県の森林状況は、東部が杉、西部がヒノキというふうな傾向になっています。そういうふうになってくると、やはり私はいわゆる人工林というふうな形だけではなくて、やはり自然林の確立あるいは地域の環境保全というような点で地域の中へどういうふうに樹木を植えていくのか、そんな点ではお考えになってる点があれば環境課長のほうでお話をさせていただければうれしく思います。

2問目これで終わります。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（村田 功君） 浜田勉議員の2問目にお答えいたします。

食料自給率の下げることという御質問でございます。T P Pを合意することによって13%まで自給率が下がるのではないかという試算もございました。45%の目標を下げる計画はあるかどうかという御質問でございます。

目標も大事ですが、達成できる目標を定めて、その数字の根拠も明確にすれば、それは下げることでも一定やむを得ないものにはなると思っております。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 環境課長。

○環境課長（島崎 哲君） 浜田勉議員さんの2問目でございますが、1問目でも若干少し触れたところですが、温暖化に対しての取り組み、植樹が特に有効であるということでございます。

また、御質問のとおりなのですが、人工林、自然林の問題ですが、やはりこれも人の手の入ったものがCO₂吸収量は多いということがわかっておりますので。ただそれを市民生活の中でどういったことができるのかということにつきましては、場所等の問題もございますので、現在のところ特に思い当たるところがございませんが、杉、ヒノキに限らずグリーンカーテンなどのゴーヤなども若干その役目も果たしておるのではないかと考えておるところでございます。

また、あと木材につきましては、伐採後長く利用することが大切でありまして、伐採後直ちに燃やしてしまったのでは、またそこでCO₂出てしまいますので、そういったことなどを考えておるところでございます。

○副議長（岡崎純男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（土橋 愛君） 浜田勉議員さんの2問目についてお答えいたします。

2016年度税制改正の一つとして耕作放棄地または遊休農地の課税強化が政府で検討されております。その目的は、農地中間管理機構農地集積バンクを通じて担い手への農地集積を促進していくものです。国、県からの具体的な通知はまだありませんが、新聞報道によりますと、農業委員会が実施している農地の利用状況調査の結果を利用して、遊休農地と判断され農地の所有者に対し農地集積バンクに貸し付けるように勧告された農地を対象に、固定資産税を強化していくというものです。

本市の遊休農地の大部分は、田の形状が悪い、水利が不便だといった耕作条件不利地です。このため、農地集積バンクに貸したくても引き受けてもらえず、税負担だけが重くなるという可能性があります。この遊休農地の課税強化については、国の動向に注視していくとともに、本市の遊休農地が地域で有効に利用されるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 税務課長。

○税務課長（川村英嗣君） 浜田勉議員さんの2問目についてお答えします。

先ほど農業委員会の局長のほうからほとんど説明していただきましたので、若干補足させていただきます。

税の放棄地に対して1.8倍の課税をするということの案でございますが、これで市街化以外のものになることが想定されておりますので、一番高いときを今ちょっと対象にはじめてみますと、10アール当たり、約1反ですね、これが現在1,700円弱ぐらいの課税になっております。これが1.8倍になると約3,000円ということになります。この1,300円ぐらいの増税というこ

とで、これでなかなか遊休農地が解消されるという方向にはいかないのではないかなど。

これを実施すると、農業委員会、農林水産課も含めて税制の部分でいろんなところでやっぱり農家さん、いろんな状況の人がいますんで、結構トラブルが発生するだけで、税収がふえるとか、それから恩典があるところの施策がされても、南国市の場合でそれで軽減されてよかったなどかというふうにはなかなか感じていただけない。税務課としては、そういう部分のトラブルが非常に懸念されるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 17番浜田勉君。

○17番（浜田 勉君） 今、税務課長及び農業委員会の事務局長のほうからお話をいただきました。もちろん、これは確定された内容というふうにはなっておりませんが、私はやはり農政の不十分な部分あるいは農地政策の不十分な部分から発生をした、いけばある面必然的な現象が耕作放棄地になっているというふうに理解をすべきなのが前提ではないかというふうに思います。

そうなりますと、農政的な、あるいは行政的なおくれ、それをもって、こらおんしゃあ、ちゃんとせえや、というふうな税金でかたをつけようとするのは、いけば時代劇に出てくる悪代官が升目の太い升目で米を、供物を受け入れておるような姿、つまり逆な部分でありますけれども、そんなふうなことが考えられます。

私はやはりこのことについては、農業委員会にあっても、あるいは税務課にあっても迷惑至極。こんなことはあってはならないし、そうすると農業委員会の事務局長がおっしゃられましたように、農地としての不十分な部分、こんなふうな状況から発生する耕作放棄地であるので、これは該当しないというふうな立場を今後も強固な形で持っていただきたいということをお願いをしておきます。

それと、農林水産課長の見解の中に、食料自給率の目標については、現況に甘んじてその変更ということはあるのではないかというふうな近い内容のお話がありました。確かに現状に合わせてということはある面大事なことです。つまり、現状の中で圃場整備に対する意見の違い、確かに圃場整備の必要性から出発をして、これで論議が煮詰まらない。お金の問題というのは行き着くところ大きな問題になっていくというふうな現実を見るというようなこと、これも大きな行政としての立場でなければならないというふうに思います。

ただ、国の政策として、ド・ゴールやブッシュの発言のように、やはり主権の存在を問われるというような問題のときには、やはりこれはじゃ変えるか、無理やにやあというふうなぐあ

いではいけないのではないかというふうに思います。なお、これについては農林水産課長のほうで、いやそうじゃないでよと、わしはこう思うというふうなことがあれば言うていただきますが、そうでなければ、うんまあそうよということであれば答弁は要りません。

○副議長（岡崎純男君） 7番土居恒夫君。

〔7番 土居恒夫君登壇〕

○7番（土居恒夫君） 7番土居恒夫でございます。きょうは討ち入りの日ではありますが、ほかに新聞に先ほど載ってましたが、ビタミンの日ということで、鈴木梅太郎博士がビタミンを発見した日ということでありまして、ビタミンといえばビタミンボイス、三山ひろしさんが念願の紅白に出場おめでとうでございます。これは南国市にとって大変明るい話題で、しかもここにおられる小笠原議員も大変御尽力なさってうれしいことと思います。私も紅白歌合戦のときには、余りお酒も飲み過ぎずにしっかりと応援したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私のほうからは、防犯街路灯について、地震発生時に作動する感震ブレーカーについて、それから走る広告ラッピングバスについて、そして外国語指導助手ALTについて、以上4項目についてお聞きいたします。

最初に、防犯街路灯についてお聞きします。

その前に、声ひろばに投稿されていまして文章をここで御紹介いたします。タイトルは街灯の少ない南国市です。では読みます。

私の住んでいる南国市の大篠地区には街灯が少ないです。家族も友達も夜は暗いねと言っていました。それに道路でライトを持っている人をたくさん見かけます。これは歩く人たちが暗くて不便だと感じている証拠だと思います。だから、私は校区に街灯をふやしてほしいと思います。私の家の近くには不審者情報が数多く出されています。街灯があったほうが人の顔がよく見ることができるし、明るいほうが少しでも不審者による被害を減らせるのではないのでしょうか。それに、街灯が多いほうが車や自転車の事故を減らすことができます。明るい夜でも車や自転車がよく見えて、運転している人も気をつけることができます。街灯をたくさん設置するには、たくさんの時間や費用がかかってしまうからすぐには設置できないという人もいるかもしれません。でも、市民が安心して道を歩けるように目を向けてもらえたらと思います。街灯があると私たちも不安なく道を歩けます。不審者も道が明るければ人を狙うことも少なくなるかもしれません。街灯が立つともっと安全な町になると思います。街灯がこれからふえていくことで子供たちが暗いときに道を通っても心配が減ると思います。

以上が大籾小学校6年生の女子の生徒さんが高知新聞9月16日に声ひろばに投稿されていた文章でした。

この投稿を読んで、本当に私の住んでいる私たちの南国市は、夜は暗いよねと改めて実感させられました。なぜ暗いか、ずばり防犯街路灯が少ないからです。それは防犯街路灯の設置に対する補助額が少ないので、地元の自治会などの負担額が多くなり、断念しているのが現状ではないでしょうか。

この件につきましては、今まで数多くの先輩議員も質問をされていました。しかし、その後目覚ましい改善があったように思われません。そのネックになっているものの一つとして、補助額が少ないのではないのでしょうか。本市では新設の場合9,000円で、例えば3万5,000円の防犯街路灯を設置するとなると差し引き2万4,000円の地元負担となるわけです。これが当たり前かなと思って参考に近隣市を調べてみようと思いました。

まず、香南市の場合ですが、香南市防犯灯設置事業費補助金交付要綱というのが市のホームページで検索できました。その内容は灯具の新設と老朽または災害被害による灯具の取りかえとに区分されていて、灯具の新設では、灯具の新設に要する経費の10分の10、補助限度額では電力柱で4万円、電信柱で4万5,000円、鋼管柱の新設工事費込みで5万円となっています。老朽等の場合もやはり10分の10以内、補助限度額一律3万5,000円です。しかもそのほか市長が必要と認める経費が事業内容により2分の1から10分の10となっていて、大変ありがたいメニューとなっています。

次に、香美市ですが、ここは社会福祉協議会が事業主体となっていて、設置に対する経費のうち80%、上限1万6,000円を補助しているようです。そして、高知市の場合も調べてみますと、事業主体は高知市街を明るくする会で、自治会の連合会で組織される団体のようで、電力柱及び電信柱への新設は、本市より1,000円高い1万円となっています。ただし、LED灯具への取りかえに対する補助として1万円という項目もありました。

このようなことから見えてきたのが、本市の町は暗いという一つの要因になっているのではないのでしょうか。もちろん予算だけの問題ではありません。稲作地帯での街路灯設置には問題もあるでしょう。しかし、本市全域とは言えませんが、小学校6年生の投書の中に書いてあるように、せめて中心部の大籾地区、つまり中心部や各地域の中心部、そして通学路を明るくしてもらえないのでしょうか。

防犯街路灯は道路、公園等の公共的な箇所の安全や非行防止等を目的とされています。第4次南国市総合計画の素案第3部基本計画の中の主要施策では、防犯対策として効果の高い街路

灯の維持管理とあります。防犯街路灯の設置費補助額の増額等についてお聞きします。

また、市長にもこの前当選されまして、スローガンには目指します日本一の住みよい町をとすばらしいスローガンを掲げておられましたので、住みよい町つまり明るい町にもつながることではないでしょうか、御所見をお伺いしたいと思います。

2点目に、感震ブレーカーの補助についてお伺いします。

古くは昭和の南海地震、20年前の阪神・淡路大震災、そして東日本大震災では、電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧の際に火災が発生する通電火災が多発しました。その火災の発生原因の約65%が電熱機器や電気機器等の発熱体が原因で起きています。つまり、発災時に家屋への通電をとめることが多くの火災が防げたと言われています。

感震ブレーカーの仕組みは、家庭の分電盤やコンセントに取りつけられた感震ブレーカーがあらかじめ設定しておいた震度以上の揺れで稼働し、電気を自動的に遮断するものです。一般のブレーカーは漏電に対応していますが、地震による火災には効力がありません。そのことからわかるように、感震ブレーカーは地震発災時に起きる火災を最小限にとどめるために有効と思われる。

そのことから、横浜市では全国に先駆けて2013年度から地震火災対策の普及に乗り出し、家庭での感震ブレーカーを設置する補助制度を決めています。例えば各家庭のブレーカーに設置するタイプのもので、購入設置費用の3分の2、上限5万円、コンセントタイプのもので2分の1、上限5,000円を補助するものです。やはり横浜市の導入のきっかけは阪神・淡路大震災からのものです。

そこで、高知県はことしの6月に策定した地震火災施策指針で、南海トラフ地震で発生する火災で、住宅が密集し避難が難しい地区を地震火災対策を重点的に推進する地区、略して重点推進地区として県内11市町19地区の計2万3,000世帯が指定されています。県は対策計画づくりを各地区に促し、最初のモデル地区に四万十市中村地区3,100戸を指定し、3,000円余りの感震ブレーカーを来年2月までに全戸無料配布することを始めています。昭和の南海地震の際、中村地区では66棟の家が火災で焼失したそうです。路地は狭く木造家屋が集中していて、出火から5時間で地区のほとんどが燃え広がるとされているため、無料配布を始めた理由になっているようです。

そこで、質問です。本市の後免地区も高知県の重点推進地区に指定されていますが、感震ブレーカーの無料配布などの取り組みについてお聞きします。

3点目、走る広告ラッピングバスを提案したいと思います。

お手元に議長にお許しを得ましてラッピングバスのちょっと見本の写真をお届けしていますが、ごらんください。ここでラッピングバスについて少しお話ししたいと思います。ラッピングバスは、2000年ごろに東京都の都営バスがラッピングバスを導入したことで注目を集めるようになりました。それまでは気にもとめていなかったバスが、突如車体にさまざまなラッピング広告を施されたおしゃれなデザインになり、町を歩く人たちに思わず振り返ってしまうほどのインパクトを与えています。

ラッピングバスは、大きな車体全体を広告として使用するため、非常に人目につきやすく、町中を走ることによって広告自身が移動しながらアピールすることができるので、大変大きな広告効果が得られると思います。おもしろいデザインのものや有名人の顔が載っているものは特に町を歩く人たちの目を引きまします。熊本県ではくまモンとひごまるが期間限定で東京のはとバスにラッピング広告のバスを走らせたそうです。また、去年は山形県の天童市、寒河江市、それに東根市、それから青森県の十和田市が東北の大都市仙台の市営バスに誘客数につながる目的で観光名所や特産物をラッピングし、走る広告でアピールしたそうです。

実際に山形県東根市の産地直売所では、仙台ナンバーの車が大半を占めるようになり、また同じく山形県寒河江市では、市のさくらんぼ観光課にバスの広告を見たという反応が寄せられ、注目度は確実に上がっていると手応えを語っています。

昨今のゆるキャラから見えてくるように、自治体もただ手をこまねいているだけではなく、みずからをアピールしてほかの市町村との差別化を図ることにより存在感を示し、自治体間競争に勝つためにあらゆる施策を打ち出しています。

そこで、提案します。本市には総務課に28人乗りのマイクロバス1台があります。同僚議員も公民館事業として視察研修の際に乗られたことがあると思いますが、あのマイクロバスに走る広告として車体にラッピングをして本市のPRをしてはどうでしょうか。なぜなら、本市のマイクロバスの行動範囲はすごいもので、先月は公民館研修や歩こう会で5日間利用され、研修場所も高松、今治市、松山市、徳島市、新居浜市とさまざまな大都市に行っています。特にことは先週の金曜日までに既に17回も利用されて、まだ3月までには数回の利用があると思われまします。訪問先は四国島内が中心としていますが、中には岡山市まで足を延ばしています。

このことからわかるように、四国の主要都市に本市のマイクロバスは走っているのです。そのバスを広告媒体として利用しない手はないでしょう。ラッピングの写真は、例えば本市のホームページの壁紙に掲載されている野菜ではショウガやシシトウ、トマト、オクラ、特産物、それから食べ物ではシャモ鍋ですか、そして観光地では国分寺に長宗我部元親の飛翔の像、そ

れからつらゆき時代まつりの行列など、見れば非常にすばらしいビジュアルになると思います。もちろんそのデザインも公募してもいいでしょう。子供たちに考えてもらえば、より一層の話題づくりになるのではないのでしょうか。

しかも、初めに紹介しました山形や熊本のように、自治体が広告費を出して媒体である路線バスをお金を出して走らせるのではなく、本市自前のマイクロバスをラッピングして走らせている自治体は余りありません。つまり、これは新聞、テレビなどの取材が期待できるというわけです。本市のPRを自前のマイクロバスをラッピングして、走る広告として四国島内を走らせることを提案しますが、いかがでしょうか。

最後に、外国語指導助手ALTの雇用形態に関する質問をいたします。

ALTとは、アシスタントランゲージティーチャーの頭文字をとったもので、日本の小中高等学校で外国語授業を補助する助手を言います。職務内容は、日本人の外国語教師が行う授業の補助、指導教材の準備の補助、日本人外国語教師の養成の補助が主なものです。

この事業が始まった経緯について少し御紹介します。1987年に国は英語教育に力を入れ、それまでの授業で行っていた理解し書くという英語から話す英語に方向転換し、小学校の場合、5年生は週1回の英語の授業を必修としました。しかし、問題になったのは英語力です。特に小学校の場合、英語の免許を持つ教員がいないため、その教員の外国語指導助手として外国人を雇用することに決め、語学指導を行う外国青年を国の外郭団体である財団法人自治体国際化協会が招致をして、全国の小中高等学校にそれぞれの生徒数に応じて外国語指導助手ALTとして外国人を送り込んでいったのがJETプログラムです。

このJETプログラムには、外国語指導主事ALTのほかにも国際交流員CIRもあります。2014年度は42カ国から4,476名が参加しています。その中で90%がALTとして従事しています。

このJETプログラムに採用された外国人は、外国語指導主事ALTとして各地方公共団体が特別職の地方公務員として任用され、有給の臨時職員として職務に当たっています。任用された参加者の年間報酬は、1年目に約336万円、再任用された場合は2年目に360万円、3年目に390万円です。また、任用団体が特にすぐれた参加者に対して、4年目、5年目いずれも約396万円の年収で、全て税引き前となっています。年収のほか、1回来日と帰国の渡航費用、社会保障の半分ほかを採用した自治体が負担していると聞いています。主な職務内容は、日本人の外国語教師の行う授業の補助や指導教材の準備の補助、そして日本人外国語教師の養成の補助という先ほど紹介したとおりです。

ところが、2002年当時の小泉内閣の官から民へ、小さな政府政策が強力に推し進められ、この年を境にして、いわゆる国から招致をされたJETプログラム以外の民間を中心としたノンジェットがふえ始めました。各自治体の教育委員会による直接雇用や民間の請負業者や派遣業者による業務委託契約や派遣業務契約の雇用形態が変化が顕著になってきました。特にノンジェットのふえた理由は、自治体のコスト削減、雇用負担の軽減、それに教育委員会の担当職員の負担軽減などが上げられます。その理由として上げられているのは、自治体のコスト削減はさきに紹介したようですが、ALTの報酬は採用した自治体の雇用となるので、ノンジェットにかえればコスト削減になるわけです。そして、それだけではなく、雇用負担と教育委員会の担当職員の負担軽減という点では、教育委員会の担当職員の世話の時間、労力の負担、精神的な負担の軽減につながり、担当職員あるいは現場の教師が物理的労力、精神的負担、無用な時間を費やすことなく本来の仕事に専任することで、今まで以上に充実した授業ができることになることも雇用形態の変化の要因の一つとされています。

そのほかにも、JETプログラムにより採用されたALTは、例えば卒業したばかりで社会的経験が少なかったり、また教師経験が少ない場合もあるようです。そのようなことから、それぞれのALTに力量の差があったり、人格に問題があるやもしれません。その場合は、一旦採用すればなかなか解雇ができないのが現状です。2010年の文部科学省の調査による雇用形態の内訳は、国のJETプログラムで各地方公共団体が特別職の地方公務員として任用されているALTは21.8%、教育委員会の直接雇用が19.1%、民間請負業者による業務委託契約は44.8%、労働者派遣契約10.6%、そのほかが3.8%となっていることからわかるように、業務委託契約が半分を占めているのが現状です。

では、高知県ではどうかと見てみますと、高知県内の34市町村に約80名のALTがいますが、JETプログラムからが76%、自治体の直接雇用が10.4%、民間の業務委託が12.8%となっていて、まだまだ大部分がJETプログラムにより送り込まれています。しかし、最近は徐々に民間請負業者による業務委託契約もふえてきているようです。世界に通用できる人材づくりには英語教育が欠かせません。質の高いALTは重要な担い手です。

国は2020年、平成32年までに小学校3年以上に英語の授業週1回を必修化、さらに上級生の英語教育の強化を行おうとしています。そこで、本市の小中学校ALTの配置現状や雇用形態についてお聞かせください。

以上で質問を終わります。市長並びに関係各位の御答弁をよろしくお願いします。

○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 土居恒夫議員さんの質問にお答えしたいと思います。

紹介いただきました小学生の声であります。私は中学生とのドリームトークでもこの御指摘、いろんところでいただきました。ただ、中学校の場合、クラブ活動が終わって帰るといのは、ほとんど田んぼ道でございまして、なかなか一挙にというわけにはいかない。やはり稲作への被害の問題等もありましてなかなか思うようにいかなかったこともあるわけでございますけれども。これは中心市街地に近いところの街灯の設置につきましては、十分であるとは決して思っておりません。暗い箇所も多い現状はあると思います。小学生の声のとおり、町が明るくなれば車や自転車、またあるいは高齢者の交通事故も減らすことができる、こういうようにも私自身も思います。そしてまた、不審者による犯罪も少なくなる、こういうこともあるだろうと思います。

今後におきましては、安全に生活を送ることができますよう、日本一の住みよい町を目指しまして取り組んでまいりたい、そのように思います。

○副議長（岡崎純男君） 危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 土居恒夫議員さんの御質問についてお答えいたします。

本市の防犯灯補助事業の補助金額の増額についてでございますが、現在地域の自治会が防犯灯を設置する場合に補助制度を設けております。この補助制度につきましては、現在1基当たり設置費用の2分の1以内で9,000円を限度とした補助制度でございます。

この前新聞報道がありました。政府は財界関係者らが参加しました官民対話で、LED照明の利用を促すため、2020年度以降に蛍光灯や白熱灯の生産や輸入の規制を強化し、全ての照明の供給をLEDにすることを目指すとしております。このことから、今後は蛍光灯はLEDに更新する必要があると思われる。

現在LEDの灯具と蛍光灯の灯具の費用では約1万円の差があり、自治会の負担が大きくなると思われます。御提案をいただきました補助金の増額につきましては、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、感震ブレーカーの配布についてお答えいたします。

高知県が本年6月に、南海トラフ地震発生時に想定される地震火災による人的被害の軽減を図ることを目的とした、高知県地震火災対策指針を策定しました。木造住宅は、密集している市街地において、地震の発生状況により延焼するエリアを避けて安全に避難することが困難と

なるおそれがある地区を重点推進地区とし、後免町、駅前町、西野田町などの一団の区域を重点推進地区に指定しました。

この重点推進地区における出火防止、延焼防止、安全な避難の具体的な対策を取りまとめた地震火災対策計画を策定することとなります。本年8月にこの地区で住民説明会を県とともに開催し、重点推進地区に指定されたことや今後の計画策定のスケジュールなどを説明しました。

土居議員さんのおっしゃられましたとおり、今年度四万十市において中村地区の一部をモデル地区として計画策定が行われ、策定後に県の補助を受け、四万十市が簡易型感震ブレーカーの配布事業を行っております。

本市におきましても、計画策定を行った後、補助制度等を検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○副議長（岡崎純男君） 企画課長。

〔参事兼企画課長 西山明彦君登壇〕

○参事兼企画課長（西山明彦君） 土居恒夫議員さんから御提案をいただきましたラッピングバスについてお答えいたします。

議員さんから御提案、御紹介がありましたように、市のマイクロバスへのラッピングにつきましては、マイクロバスが年間1万四、五千キロ、月平均にして1,000キロ強走行しているというようなことを考えますと、各地で人の目に触れる機会も非常に多く、本市のPRには有効な手段だと思われまます。

したがいまして、デザインに非常にたけていらっしゃる土居議員さんのお力添えもいただきながら、今後検討してまいりたいと考えております。貴重な御提案ありがとうございます。

○副議長（岡崎純男君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 土居議員さんからALTの職務や雇用形態について大変詳しい御説明をいただきまして、ありがとうございました。

学校教育課におきましても、現在、民間委託等について他の市町村の状況も調査をしております。メリットにつきましては、土居議員さんおっしゃられましたように、たくさんメリットがあるというふうに考えております。

一方、課題といたしましては、ALTに直接指示が出せないために、学校の授業等の連絡調整が委託業者を介さないといけないというようなことも現在考えられております。

JETプログラムには、国からの交付税措置もありまして、民間委託になりますと財政面で

の検討も必要となり、現在調査をしておりますことを今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、ALTの配置により見えてきたことということでの御質問がありましたが、平成9年度からALTを配置しております。現在南国市に在籍している5名のALTは、4名は中学校に、1名は小学校をベース校として活動しております。

平成15年度から始まった小学校へのALT配置は、小学校段階での英語活動の研究に成果を上げております。各学校では、外国青年と触れ合うことにより、さまざまな教育効果を上げているのですが、中学校では生徒たちが生きた英語に接することにより、学校生活の中で自然にコミュニケーションが交わされ、国際感覚の基礎が培われているというようなこと、小学校では遊びやゲーム的要素を取り入れた学習の展開により、児童の新たな学習意欲を生み出していると考えております。

このALTの導入によっては、児童・生徒だけでなく、教職員からも身近にALTがいるので、以前に比べて気軽に声をかけられるようになったという声も聞かれるようになり、国際理解の輪が広がっているように考えます。

本市における英語教育は、特に香南中ブロックで英語教育強化地域拠点事業の指定をいただいております。小中高のスムーズなつながりを研究のテーマとしており、この成果が市全体に広がっていくものと考えております。

以上です。

○副議長（岡崎純男君） 7番土居恒夫君。

○7番（土居恒夫君） 大変ありがとうございました。ちょうど眠たい時期で私の質問も箸休めみたいな質問であれなんで、端的なお答えありがとうございました。

本当に市長からも、日本一住みやすい南国市ということで、我々も一生懸命頑張っ明るい町にしたいと思えます。よろしくお願ひします。

やはり私もあるところで日夜頑張っているなど言ひましたら、誰かがおまえは日夜の夜だけやろうということ夜ばかりですが、たまに夜も歩いてみますと夜が暗いことがわかります。たまに歩いてみますと、こんなところに何か小川があるなど思ったり、ふと酔いがさめたりすることが多々ありますんで、本当にこれにつきましたら小学校の場合に、いわゆる小中学校の危険地域の安全パトロールということをやられたことがあって、そのときにはいろんな課が、1つの課じゃなくていろんな課がまざってパトロールして危険箇所を見つけたように記憶しておりますが。例えばこの街路灯に関しても、こんなところに街路灯だけじゃなくてこんな危険

箇所があるなどということ、改めてせめて中心市街地を危機管理課だけじゃなくいろいろな建設課も含め、企画課もどうぞ、ぜひまちづくりに対して、ああこんな町だったのかと改めて思っていたらどうかと思います。

やはり我々特にいつも思ってますのは、我々はやはり鳥の目とか虫の目のような見方して、鳥の目では大きく南国市全体を見詰め、そして虫の目では身近な問題にも目を向けるということとで取り組んでいかなければならないと思ってますので、ぜひともまた足元も見詰めることもぜひとも力よろしくお願いします。

それで、街路灯ですが、確かにLEDにかえることもありますけども、やはり本当に暗いところはもう一度補助額、自治体の負担も多いんでしょうが、その辺も補助額もぜひとももうちょっと上げていただくようなお願いでございますが、改めてお願いいたします。

それから、感震ブレーカーの件ですが、これはやっぱり火災を起こさない。当然全世帯につければ絶対火災が起こらないとは思いますが、それでもせめて耐震をしてない家については、耐震診断のあれをゼロですか、何かなされる計画もされてますけども、やはり耐震化されてない住宅についてはぜひとも感震ブレーカーをやって地震の火災を防ぐということも、やはり財産を守るということでぜひとも強力的に市民に周知をしていただいて、ぜひとも広めていくようにお願いいたします。

それから、3番目のラッピングバスについてですが、こういうところに興味を注ぐ男でございまして、せっかく各地に行きますから、いろんなさまざまな主要都市に行っているわけですよ。ですから、そこへとめて走るということは、広告媒体の広告費用とすれば、例えば高松あるいは香川県にテレビコマーシャルをすると大変な金額になると思いますけども、このバスがとまったり走ったりすることで、たかが走ることで、今言われたキロ数で月平均1,000キロですか、高速道路も走ってますから距離とすれば余りあれですけども、中心市街地走るにしてもかなりのキロ数走ったりとまったりしているわけですから。南国市の宣伝、あれに市長の顔でもいいですけども載せて、南国市です、何も無いけど南国市ですという、それは冗談ですけども。やはり南国市の宣伝をすることによって、南国市ってこんなところだなと改めてビジュアルで見せるのも一つのこれは手じゃないかと。本当にシンプルにあのバスは南国市と3文字の大変シンプルでいいと思いますけども、やはりあれにラッピングすることによって南国市の存在感をあらわすと。

これも先ほど言いましたように、子供たちにデザインでもさせて、こんなことをやったらということ、それをやはりやることによってマスコミもあ、南国市でやってるんだなど。余り

自治体で自前のバスにラッピングをやってるところはないと思いますので、やはり先駆けて南国市がやるということも一つのあれじゃないでしょうか。

余談ですけども、この前もふるさと納税の四万十町でウナギの効果もあると思いますけども、ふるさと納税が3億円突破したと。これは前年度の約80倍で、これはやはりウェブの管理運営会社に四万十ドラマが携わってまして、大変見やすいようなウェブになっています。ですから、ちょっとしたことでやはり前へ打って出る、やっぱり宣伝ということは大変重要だと思います。

それと、きのうですか、越知のふるさと納税もふえたということで、越知のゆるキャラか何か東京のテレビ会社に番組へ出たということで、そんなことでもちょっとしたことでぐっと数字も上がりますんで、南国市の人も人口もふやせる、あるいはふるさと納税も上がる、南国市の知名度も広がるということで、ぜひとも安い、制作費含めてあれですけども、いわゆる1回つくってしまえば、広告媒体はただですから、走らせるだけですから、ガソリン代が要るだけですから、ぜひとも検討じゃなくて前向きによろしくお願ひしたいと思います。

最後に、ALTの件ですが、これからのやはり英語に、2020年を目指して小学3年以上がやはり授業もふえる。だんだんの方が前に特認校をつくったらどうかということも踏まえまして、やはり英語教育に、我々どうも外国人を見ると恐縮してしゃべれない、非常に控え目でしゃべれない。こうありますけども、やはり外国の先生方がそばにいとそれだけでも十分であります。まだまだ配置数が僕は南国市の学校数にすれば、予算もありますけど、少ないと思いますんで、配置を広めていただく。

それと、これは1つだけ回答お願ひですが、子供たちにやはりアンケートでもとって、このALTについてどう思うかとかいうふうなこととかということをお望みしたいと思います。

今後の配置計画がひょっとありましたら次長のほうでお願ひしたいと思いますが。

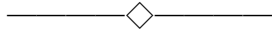
○副議長（岡崎純男君） 答弁を求めます。教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 土居議員さんから第2問で今後の配置計画ということで捉えてよろしいでしょうか。

ALT、現在5名配置ということですが、現状の中では中4、小1という形、これベース校になってますので、兼務でほとんどの学校を網羅しております。人数的には現状でということと考えておりますが、小学校英語が今後どのような形で進むかによっては、またそれなりに考えていくことであろうというふうに思っております。

○副議長（岡崎純男君） 10分間休憩いたします。

午後 2 時 16 分 休憩



午後 2 時 26 分 再開

○議長（西岡照夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。12番村田敦子さん。

〔12番 村田敦子君登壇〕

○12番（村田敦子君） 本日最後の登壇となりました。村田敦子です。このたびは市民の方々の大きなお力添えにより、再び代弁者の役目を務めさせていただくこととなりました。旧に倍しまして多くの市民の声を聞き取り、議会へと届けてまいります。

市長には、3期目の市政のかじ取り、市民が安全で安心できる方向へ向かってくださるようお願いいたします。

それでは、1問目の子育て支援について質問します。

高知市では、2014年度より同時入所第2子の保育料の無料化が行われ、無料化適用に際し個人での申請は要らない自動適用となりました。2015年度からは就学前第2子以下無償化として、新制度の対象施設や事業全てに拡大をしています。全国でも山梨県北杜市2009年4月から、宮城県伊具郡丸森町2013年4月から、東京都港区2015年4月からだけということ、大変インパクトがありました。3選を果たされた橋詰市長が高知新聞のインタビューに、財政的な検討が必要だが、保育料の負担軽減でもう一步何か思い切った施策ができないかと考えていると答えられています。南国市で就学前第2子以下の無料化を実施するには市の負担はどのくらいになるのでしょうか、お尋ねをします。

次に、就学援助の拡充について質問します。

2015年10月13日、経済協力開発機構が発表した日本の子供の貧困率は15.7%で、OECD平均13.7%を上回っています。また、日本の教育への公的支出対GDP比は3.8%で、OECD加盟国の中では5年連続最下位です。OECD平均の5.6%との差を金額にすると8.5兆円にもなります。平均並みにするだけで高校、大学の無償化を初め、教育施策を充実させることができます。国の教育費への支出が貧弱なので家庭の負担は大変です。経団連と安倍内閣が手を取り合って非正規雇用、派遣雇用を拡大し、企業のもうけは膨らみ、共産党を除く各政党や議員、株主にトリクルダウンしていますが、労働者の労働環境は劣悪で、食べていくのさえやっとなというありさまです。

地方自治体はこの国策の背景の中で、いかにして住民を支えていくのか、その姿勢が問われています。こういう社会の中で学んでいかなければならないことは、子供たちの責任ではありません。

ません。格差のない教育環境を整備することは大人の責任です。できるだけ就学援助項目をふやし、子供たちをバックアップしてください。

市は、ことし4月から校外活動費を援助項目に追加をされましたが、まだPTA会費、生徒会費、クラブ活動費については実施をされておらず、382回定例会では、引き続き検討を続けてまいりますと答弁いただきました。その後検討していただけたのでしょうか、お尋ねします。

2問目は、介護新総合事業について質問します。

南国市の現在の要支援1・2の方の認定者数とサービス利用状況をお聞きします。

次に、介護予防支援事業の利用者数についてお聞きをします。全国一律の基準である介護予防給付から地域支援事業への移行で、市町村が地域の実情に応じた取り組みができることと説明されている新総合事業ですが、サービス提供主体にNPOや住民ボランティアが加わることは、多様なニーズに対するサービスの充実と費用の効率化が同時に実現され、在宅生活の安心の確保や要介護認定に至らない高齢者の増加を達成できるのでしょうか。現在ヘルパーさんによる生活支援サービスを受け、デイサービスに行くことで何とか身体機能の低下を抑え、自宅で生活をしている高齢者の方々が、2016年3月からは全て新総合事業に移り、現行と変わらないサービスが受けられるのでしょうか。その仕分けはもう始めているのでしょうか、お聞きをします。

また、介護事業所への介護報酬引き下げにより、最も経営に打撃を受けたのは小規模デイサービスです。基本報酬が約マイナス9%と大幅に減額されました。小規模事業所はもともと経費の効率が悪いのに、この減額で経営が成り立たなくなり、閉鎖する事業所や事業所を売りに出す事例が相次いでいます。このような状態では必要なサービスを受けられない要支援者ができてしまいます。その介護のために家族が仕事をやめる、非正規となる、老老介護で共倒れになってしまうなどの事態を招くこととなってしまいます。それを回避するために、市として事業所確保のための施策は考えないのでしょうか、お聞きをします。

3問目は、住宅リフォーム助成制度について質問します。

企業誘致のために税金を投入し、インフラ整備を行い、補助金を出しても、企業は採算が合わなければ撤退をします。地元雇用のためと言いますが、以前に聞いたときにも、誘致企業の市民雇用がどのくらいあるのかはつきりしませんでした。税金があると言いますが、市民は仕事をして生計を立てていかなければならず、雇用のほうが大事です。大型量販店がやってきたことで商店街も寂れてしまいました。地元の中小業者はもうけなくても撤退することはないのです。市は地元業者が生業を維持できる施策を行うべきです。

そのために、私は11回目になりますが、住宅リフォーム助成制度の創設を提案します。6月議会でも言いましたが、内閣府地方創生推進室は、地域消費喚起・生活支援型予算は消費喚起につながると認められれば住宅リフォーム助成にも活用できる、自治体の判断と明言しています。熊本県益城町は、事業の目的を益城町の町民の方々の居住環境の向上及び町内の商工業の活性化として2015年7月1日から開始しています。1,000万円の予算は全額国の地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援型を活用しました。全国でも628自治体で、県下でも10自治体で制度創設がされ、予算額の10倍以上の仕事が地元業者に発注されています。香美市、香南市、高知市でも行われているこの施策の実施を求めます。

4問目は、祈年忠霊塔北西の産業廃棄物について質問します。

環境教育の一環として、市内の子供たちは、南国市ごみ処理施設の視察研修を行っています。ごみの分別やごみの出し方なども学び、ポイ捨て、不法投棄の禁止を学習します。その学習が実のあるものとなることを願いますが、子供たちの通学路の一つである祈年忠霊塔北西には産廃放置スペースがあり、子供たちは通学の行き帰りに見て通ります。9月議会でも一向に進まない放置されたままの産廃物の早期撤去を地権者、業者に指導するよう求めたことに対する環境課長の答弁は、3月議会で産業廃棄物と答弁したら、県中央東福祉保健所が持ち主が不要物と認めていない段階では廃棄物には当たらないと言ったので訂正させていただきますと言われましたが、ここを通る子供たちがこれを見てごみと思わず、必要で置いてあるものと思うと思われませんか、お聞きをします。

2008年の夏に原っぱと作業小屋のあるその場所をトタンで取り囲み、見通しが悪くなり危険なので、市建設課に申し入れをしてカーブミラーを設置していただきました。祈年住民は心配していましたが、憲法22条には、何人も公共の福祉に反しない限り居住、移転及び職業選択の自由を有するとあり、廃品回収の仕事をするのも本人の自由だから邪魔してはいけないと思い、何も言ってきましたでしたが、誰も出入りをしなくなり、3年以上放置され、昨年8月には中の産廃が飛び出て畑や道路を塞ぎました。子供の通学路でもあり、蛇や野良猫の巣窟ともなって公共の福祉に反する状態となってきましたので、南国市長橋詰壽人様、祈年忠霊塔北西にある産業廃棄物の早期撤収を求める請願書。2008年の夏に地権者の方が業者に土地を貸与し、原っぱと作業小屋のあるその場所をトタンで取り囲み収集作業を始めました。見通しが悪くなり危険なので、市建設課に申し入れをして2008年10月16日にカーブミラーを設置していただきました。その後4年近くは業者の出入りがあり、中で作業をしていましたが、ここ3年近くは放置されたまま、2014年8月9日の台風の折には、囲っていたトタンが剥がれ中のごみが市

道や畑に散乱し、通行不可の状態になっていました。その前後にも大風のたびにごみが散乱していました。2014年9月25日に行政主導で祈年自治会役員数名が協力をし、墓地に沿った農道周辺の不燃ごみ、可燃ごみを大量に撤収しました。この状態を保っていくように地域で協力をしていくこととしました。農道、市道のごみは拾えますが、産廃物が放置されている広範な部分は個人の所有地であり、立ち入ることもできません。業者がどういう許可をとり作業をしていたのかわかりませんが、冷蔵庫、車、テレビのブラウン管、電気温水器のプラスチック容器とそれを包む発泡スチロールなど、一般の不燃物でないものを大量に放置していることは違法な行為です。雨ざらし、日ざらし状態の廃棄物は劣化が進み、有害物質の流出で土壌や地下水の汚染が懸念をされます。野良猫や蛇などの巣ともなっており、大火災が発生する危険もあります。南国市内にある土地であり、産業廃棄物です。市民は救済を市に求めるしかありません。早急に現状の改善、産業廃棄物の撤去に対処していただくことを求めます。

今読み上げました請願書に祈年住民168人が署名をしたものをことし5月1日午前9時、館長以下4名で副市長、環境課長、係長に渡しました。ことしも8月の台風のときに飛び出した硬質プラと発泡スチロールが道路を走ってきた車に当たり、車はへこみました。写真を撮って環境課長に渡しました。11月に廃車にする車なので被害届は出さないが、これが人だったら大変なことになるので、きちんとごみの処理をしてもらってくださいと言われました。大事故にならないうちに対応しなければなりません。どう見ても産廃物としか思えないものをあくまでも財産と言ひ、その持ち主と連絡がとれないという。祈年住民168人の請願は、そのような無責任な所在の知れない公共の福祉に反する行為をする者より軽んじられるのでしょうか、お聞きをします。

以上で1問目を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。幼保支援課長。

〔幼保支援課長 田内理香君登壇〕

○幼保支援課長（田内理香君） 村田議員さんの御質問にお答えいたします。

前田議員さん、浜田和子議員さんの御質問に対するお答えと一部重複をいたしますが、今年度子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、新たな保育施設の利用者負担額を設定し、平成26年度と比較して全体で約6,300万円、約16%の引き下げを行うとともに、保護者所得階層をふやすことにより子育て支援の推進と子育て世帯への経済的負担の軽減を図りましたが、子育て支援の充実、少子化対策を進める上でさらなる保育施設等の利用者負担額の見直しも一つの検討策となると思います。

御質問のありました第2子の保育施設等利用者負担額無料化を実施した場合、平成27年度で算定しますと約6,200万円が新たに市の負担となります。今後老朽化した保育施設の大規模改修、移転、津波浸水区域内の保育施設の高台移転など、安全・安心な保育の提供とあわせ保育料の見直しによる子育て世帯への経済的負担の軽減についても検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 村田敦子議員さんの御質問にお答えをいたします。

就学援助の援助項目の拡大についてでございますが、平成27年度からは援助項目に校外活動費を追加しておりますが、来年度平成28年度からは援助項目にPTA会費と生徒会費を追加するよう、現在予算要望をしております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） 村田議員さんからの介護予防・日常生活支援総合事業についての御質問にお答えいたします。

まず、要支援の方の認定者数とサービス利用状況についてでございますが、最新の介護保険事業状況報告での認定者数は、要支援1が249名、要支援2が282名の合計531名でございます。うち予防サービスを受給されておられる方は276人でございます。

続きまして、介護予防事業の利用者でございますが、介護予防型サロン事業が57名、筋力向上トレーニング事業が14名、介護予防教室事業が89名、いきいきサークルにつきましては現在48サークルで912名の方が参加しておられます。

介護予防・日常生活支援総合事業が開始になっても全ての要支援者が現行と変わらないサービスが受けられるのか、という御質問でございますが、まず総合事業開始により現在の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の各サービスは、訪問型サービス、通所型サービスとして市町村が実施する地域支援事業に移行することになります。現在要支援の認定を受けている方は、更新申請後の認定期間から総合事業に移ることになりますので、6月末に認定期間が終了する方が更新申請をし再度要支援の認定を受けた場合には、7月から総合事業に移ることになり、それまでは現行どおりの予防給付サービスを受けていただくことになります。新規の要支援の

方とサービス事業対象者は最初から総合事業のサービスになります。

総合事業における訪問型及び通所型サービスは、現行の介護予防相当のサービスのほかに多様なサービスが提供できるものとしており、緩和された基準によるサービス、住民主体による支援、短期で集中的に行うサービスなどが想定されており、要支援者の状態等に沿ったサービスが提供できるようにすることが求められております。

総合事業でのサービス提供の際には、利用者の介護予防生活支援を目的として介護予防ケアマネジメントを実施します。ケアマネジメントの際は、適切なアセスメントをケアマネジャーが行うことにより、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、その達成のために利用者が主体的に取り組んでいけるための必要なサービスを、現行相当のサービスを含む多様なサービスから具体的な利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなります。よりまして、訪問型、通所型の中のさまざまなサービスからその方の介護予防自立支援に必要なサービスを利用させていただくことになってまいりますので、事業の対象になる方が必ずしも現行相当のサービスを利用することにはなりません。

最後に、サービス事業所を確保していくために、市が事業所への支援ができないかという御質問でございますが、現在サービス利用者に対しましてサービスを提供する事業所が不足している状況ではないと見ておりますことから、サービス事業所への運営を市が支援していくことは考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 村田議員さんからの住宅リフォーム助成制度についての御質問にお答えいたします。

村田議員さんの言われるとおり、一般の住宅リフォーム助成制度につきましては、住環境の向上を図るとともに、市内の小規模事業者を利用することで雇用の創出が生まれ、地域経済の活性化や地域住民の生活の向上に貢献することに効果があると考えておるところでございますが、本年の6月議会で村田議員さんの御質問にお答えしましたとおり、本市におきましては、重点施策としまして南海トラフ地震に備えた住宅耐震改修工事に力を注ぎ、市民の皆様が安心・安全に暮らせるまちづくりの推進を図っているところでございます。

住宅耐震化を加速させ、より一層の住宅耐震化率の向上を図るためにも、まずは住宅耐震工事とあわせた市内事業者による施工に限定する一般の住宅リフォームを実施してまいりたいと

考えております。

また、住宅耐震工事につきましては、市内業者の施工に限り補助金の上乗せをする事業を平成23年度より実施しておりますが、住宅耐震工事の市内事業者による施工割合は年々増加しております。そして、この市内事業者の中には地元の小規模事業者も多く含まれており、この事業による雇用の創出や地域経済の活性化に一般住宅リフォーム助成制度と同じような効果も出ていると考えております。

このようなことから、住宅耐震化に一定のめどが立つまでは住宅耐震工事とあわせて一般の住宅リフォームを実施してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） 村田議員さんの御質問にお答えいたします。

本件につきましては、9月30日に顧問弁護士と相談いたしまして、放置されたものの撤去の手段としては、所有者が借り主を相手に訴訟を起こし、それが無価値であると執行人が判断した上で借り主に撤去をさせる。または、所有者が借り主の負担で撤去する方法があるとのことですが、これには所有者が訴訟や強制執行に係る費用を負担せねばならず、現在のところ所有者にその意思はございません。

また、弁護士の見解では、個人の財産権を制限できるほど地域住民の福祉を著しく侵害しているとは考えられないとの見解でございました。

御質問いただいたとおり、当該土地は通学路に隣接しており、また放置されたものの撤去について地区住民より市へ請願書が提出されております。環境課として撤去の方法について検討してまいりましたが、現在のところ有効な手段がございません。借り主から所有者に連絡があれば市へ連絡するようお願いしておりますので、状況に動きがあれば御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

○12番（村田敦子君） それぞれに御答弁いただきましてありがとうございます。

保育料の無料化ですが、6,200万円ほどかかるということですが、これは実施できない金額なのでしょうか、市長にお聞きをしたいと思っております。

就学援助拡充のためにお骨折りくださってありがとうございます。ぜひそのPTA会費、生徒会費の予算要望を通していただきますようお願いを申し上げます。子供たちにやはり学ぶ格差がなく、安心して自分が思い切り運動をしたり学んでいける環境を構築していくのは、やはり行政の務めだと思っておりますので、できたらクラブによってかかる費用は違うと思うんですが、クラブ活動費も、クラブをすることもとても大事なことで、一緒に仲間意識も生まれていきますし、運動をすることまた音楽、文化的なものをしていくことも子供の成長に大きく役立っていきます。また、南国市の子供たちは、スポーツにしても音楽にしてもなかなかいい成績を今伸ばし、伸びてきているところです。ぜひそのバックアップをしてもっと子供たちを伸ばしてあげてほしいと思います。

住宅リフォーム助成制度なんですが、周辺の香美市、香南市、高知市なんかも住宅の耐震化をしながら一般住宅のリフォーム助成制度も実施をしています。南国市はそれができないのでしょうか、お尋ねをします。

祈年忠霊塔の北西の産業廃棄物ですが、あれが本当に財産に見えたとしたら、ちょっと感覚がおかしいんじゃないかと思えます。大事な財産だったら3年も4年もああいうふうの日ざらし、雨ざらしにしたまま放置をするとは思えません。そして、大風の吹くたんびにあの小屋もトタンが剥がれて、中には蛍光灯がたくさんあります。本当に何かで事故が起きたらとても危ない状況です。

弁護士の方が、それほど近隣住民に迷惑をかけるほどの状況ではないと言われていますが、私たちこの地域におります住民は、もういつも通るたびに目にも入るし、それからやはり時々中のものが飛び出たり、そういう状況の中で暮らしています。ぜひ、力を入れて何とか手だてを尽くしてください。それをお願いします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） 6,200万円だけを見てそれでどうかということではなく、今度の予算編成の時期にいろんな、今までこの議会を通じて道の問題、夜間照明の問題、第1子の問題、そうしたいろんな御提案が皆さんからあったわけでございますので、もちろんその6,200万円というものは、一たびこれをやると私が判断しますと、これは経常経費で毎年要ることになるわけです。ですから、そうしたこと全体的な予算編成の中の一つの作業としてこれから考えていくということでございますので、この6,200万円がどうかと、そういう問題だけではないということですので、しばらく時間をいただきたいと思っております。

○議長（西岡照夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実君） 村田議員さんの2問目の御質問にお答えをさせていただきます。

耐震工事と一般住宅リフォームの助成制度を一緒にできないかということでございますけれども、現在本市が考えておりますのは、耐震工事にあわせて住宅耐震化工事の補助対象とならないような一般リフォームと一緒に助成することで、住宅の耐震化の向上化を図っていききたいというものでございます。

先ほども申しましたとおり、住宅耐震化工事にも地元の小さな事業者の方も数多く含まれておりますので、当面はこの住宅耐震工事とあわせて一般の住宅リフォーム助成制度を設けて実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

○環境課長（島崎 哲君） 今後も力を入れて何とか力を尽くしてほしいという御要望でございますが、顧問弁護士と相談した結果のことでもございますが、これからお願いをしていくということでは、これからも借り主から連絡があれば連絡してくださいとかいったことで、うちのほうも対応を今後もしていきたいと考えております。

ただ、法的にというのはちょっと結論から申しますと難しいところがございます。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明15日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時6分 延会